

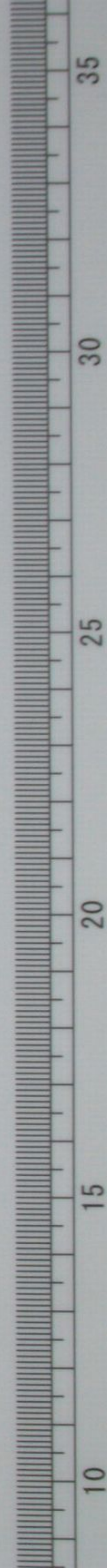
涉史餘錄

春城雜纂

二十五

五

特別
14
1919
690



門 14
 1919
 75
 690

15
 1380
 51



PEACE AND WAR.

昭和十六年十月五日
 市島謙吉氏

八月廿七日

出羽侍從殿(最上義光)
 (未完)

家康花押

關ヶ原役の書簡(續)後 洞生

福島正則の手に屬したる黒田長政・田中吉政・藤堂高虎の三人、正則に引續き岐阜城に向ひしれども、正則並に加藤細川等の大軍已に城門に迫りて攻戦ひ、其輜重等市街に墮咽して進むことあらざ、迂回して城に近づくまでにははや落城に及ぶべし、彼等にはかり功と立させ指しとくはへて見て居られせ、靈を大垣よりの援兵と迎へ撃こそよろしからんと相談一決し、道と轉じて河渡川に向ひしに、案のどく三成と始め島津義弘等應援として呂久川のほとりまで出陣し、先手既に河渡川の堤上に陣取り居りしかば、長政等一同川を渡りて之と衝突し、手もあく退散し、進で三成に逼りしに、三成の一支もあく這々の体にて大垣城へ逃ししを、東軍勢に乘じ遂に大垣と通り越え赤坂垂井邊へ充々と陣取り、此河渡合戦の注進に對し家康より贈りたる書簡に、

早々注進視着之ヨリ、今度治部少輔(三成)罷出の處に被及一戰、悉被討果事、御手柄共に、來朝日出馬相定、其元無聊爾様の分別專一に、

八月廿八日

家康花押
 藤堂佐渡守殿

家康の重ねて河渡川の捷報に接し、左の如き書と最上義光に贈りたり、

急度申し重て濃州より注進し、岐阜後巻治部少輔島津其外の人數上戸川(河渡と音通)端へ打出し、即懸付ろくの川(呂久川)へ退入一人も不渡討取之、其上右の人數直に佐和山へ取詰りの間、二三日中落城程有間敷い、於時宜可被心安い、恐々謹言

家康花押

出羽侍從殿(最上義光)

右の報知の必を伊達政宗にも及ぶべき書あれども、まご見當らば、前同岐阜落城の報知に、家康の中納言兄弟一人も漏さき撫切申由と云ひされども、其實織田秀信の信長の嫡孫にて池田輝政に取りての主筋ありと、輝政より命乞に及び高野山に蟄居せしめたり、又河渡合戦の報知にも石田島津の人數一人も洩させ呂久川へ退入討取る上、三成の居城江州佐和山へまで押詰取圍みて二三日中に落着に及ぶべき様に書かしわれども、島津義弘に従軍せし家臣等の覺書に據て當日の模様と見れば、中々以て然る次第にてなく、成程東軍の進で赤坂垂井邊まで押出せしに相違

在伊優凡派を極

さきも、未だ佐和山へ手も付ることから、然るに、即ち家康が斯る慮事と以て味方へ傳へし、畢竟亂軍中確し事買とも空留せし注進し來れると、其まを奪取て報知せし故ある歟、古文書に記載せし事ありとて一から十まで信用のかりがしとの論者もあらんが左にあらざ、斯くありてこそ古文書の真味ある所にて、既に前回にも述ぶる如く、當時先鋒諸客の果して能く家康のため力と效をばさや否やの

敵味方ともに疑ふ所あれば、其舉動の實に海内の注目する所あるに、今一戰以て岐阜城と板子主將の秀信と斬り、遂に河渡に戰て主謀者たる三成の兵と慄俾と以て世に聞えざる島津の兵と一八殘らざ討取りし上、三成の居城までも取圍み、往かく落城に及びべしとの事一たび四方に傳播するに至り、これが爲め味方に非常の勢力を加へ、敵方に弱氣を生ぜしむると勿論なれば、たとへば虚説にもせよ訛傳にもあれ、味方の勝利の大契機に觸れることを當然あり、右の文書も此意と以て解釋し來れば、反て家康が當時の軍容如何と察するに足るべし、(未完)

浪史餘録

關ヶ原役の書簡(續)後 洞生

岐阜河渡の兩戰を以て東西兩軍他日の輸贏と卜せ

田中兵部大輔殿 一柳監物殿

右書簡と同時に發せしものと見え高虎に答へし書に其元の儀注進得其意、今日朔日至神奈川出陣、急度其地へ可令出張、以間無聊爾、以様可被相抱、以事專一、以、委細村越茂介可申通、以、恐々謹言、

九月朔日

家康 花押

藤堂佐渡守殿

家康が夜と日に繼ぎ出馬せしむと云ひ、又神奈川驛まで出陣して加藤源太郎と使者として戰地に遣はし、さると云ひ、以て先鋒諸客等々家康の出陣如何と氣遣ひて待構へざる摸様と推知せしむべし、故に高虎へ猶又念と押し急度其地へ出張せしむべしと云ひ、るあり、且いづれの書簡にも聊爾なくと歎又、我等父子と御待付いて御働さ、尤いさど、其輕戰と戒しめ、越度なき様にと心付さ、りし子細あることにて、既に前回にも述ぶること、家康の諸客將と諷して西軍に向ひ手切の戰と開かしめざる、全く世間へ對し豊臣家譜代恩顧の諸大名等々此の如しとの体面と示さんとするに外ならず、而して其事の成りたる上、自から出陣して三成黨と打破すべき胸算の既に熟し居れり、平時さへ虚説の多き世の常あるに、況してや日本全國兩分し將に一大戰爭と開かんとして人心胸々たる折柄なれば、家康の出陣するまでの

に足るべく、且諸客將の心術如何も是にて既に分明とありされば家康も敢て顧慮する所なく、上方出陣に決着かし、其將に江戸城を發せんとするに臨み、島正則・黒田長政の兩人に宛左の書と贈り、御狀令得其意、以、備前中納言(秀家)島津・石田治部・小西大祐に猶籠以由、幸之儀に、以、條夜と日に繼ぎ可令出馬、以、間、御談合、以、無聊爾、以、尤、我々參、以、間、少の儀御心得可然、以、猶期面談、以、恐々謹言、

九月朔日

家康 花押

清須侍從殿 黒田甲斐守殿

右書簡の正則長政の兩人より大柿表の様子と注進し來りたるに答へしものと見え、家康の九月朔日と以て江戸城を發し、其日神奈川驛に着し、是處より家臣加藤源太郎と使者として、藤堂高虎・黒田長政・田中吉政・一柳直盛へ宛る左の書簡と齎らさしめ、以、加藤源太郎に、今日朔日至神奈川出馬す、以、中納言(秀忠)使、罷、歸、以、趣、具、承、以、樽井御陣取、尤に、今迄の御手柄も難、申、盡、以、此上、我等父子御待付いて御働、尤に、委細口上、以、條不能具、以、恐々謹言、

九月朔日

家康 花押

藤堂佐渡守殿 黒田甲斐守殿

間に容將等が聊爾輕忽の事、若しも蹉跌あらん時、訛傳百出、所謂針小の事件も棒大と變じ、是が爲め僻遠隔絶の地に散在せる味方中に憂からざる影響と及ぼさんこと必定あり、これ實に家康の深く憂慮する所、彼伊達政宗と戒しめて輕戰と禁じ持重せしめると同一轍の事あり、又家康が江戸城出陣に際し、眞田信幸に左の書と與へ、以、急度、以、仍て大柿治部少輔・島津備前中納言・小西攝津守籠居、以、即取巻可成水責とて早速令出馬、以、坂戸(越後地名)へ敵於相働、以、無油斷加勢、尤に、切々飛脚被遣被、添力事肝要、以、恐々謹言、

九月朔日

家康 花押

眞田伊豆守殿 (未完)

浪史餘録

關ヶ原役の書簡(續)後 洞生

急度、以、仍て大垣に治部少輔・島津備前中納言・小西攝津守籠居、以、即取巻可成水責とて早速令出馬、以、自然景勝其口於相働、以、眞田伊豆守本多豊後守(康重)平岩主計頭(親吉)牧野右馬允(康成)等、以、條、各、談合其許城堅固可被相抱、事肝要、以、爲其以飛脚、以、恐々謹言、

九月朔日

家康 花押

堀丹後守殿

凡そ戦争の仕方にも主將さるもの各得手と不得手と
のあるものあり、併し時と場合とに由り、必しも其
の得手の仕方のみを用ゆることも叶はざる次第か
ら、豊臣秀吉の城攻の仕方にて、かの播州三
木城はじめ、因州の鳥取、備中の高松、濃州の竹
ヶ鼻等の如き、要害堅固なる名城とも必之と攻落
して大功と奏し、然るに家康の之に反して一世
中大坂前後の役と除くの外、城と攻めて有名なる事
蹟の一回もあらず、其功名と博せしむる野戦にあり、
即ち關ヶ原の合戦も最初より野戦と以て勝と制せん
との見込ありしこと、先鋒諸客將等々岐阜城と
拔き河渡の軍と破り、三成等の敗退して大垣城に逃
籠るに、差構はせ、適かに之と通り越して赤坂垂
井に陣取し、蓋家康授くる所の方畧にして、敢て
城攻とささる野次一戦勝敗と決せんとの手段に相違
あかるべく、其證據に九月十四日家康赤坂表に出
陣するに及び、株瀬川(或ひ笠縫の里)にて中村有馬
兩家の兵が島左近の餌兵に引掛られ、中々の苦戦に
て味方中もために色めき渡り、既に一大戦争とも惹
起さんとせる形勢あると、家康井伊、本多の兩人に
命じ無理やりに其兵と引揚しめ、以て家康が
最初より大垣城と攻むるに意なきと察するに足れ

と以てせしむるに眞田、堀の兩家のみならず、他に
も必之と以て觸れしむる所あるべくと思はるるあり

扱大垣の果して水攻に在るべき地勢あるや否、余の
いまだ實際其地と經歷せざれども、先年諸川限溢し
て大垣市街の水中に没し、事のあるより推考され
ば、蓋其四方の川と以て圍らし、地勢卑く、水と灌
に、必便宜の場所に相違なしと想像せらるるあり、
故に家康江戸城と發せんとせるに臨んで之と水攻
にぞべしと云されども、西軍にも中々の去ものあれ
ば容易に其手管にの乗らざりし故、遂に前文述ぶる
ことと釣出策に引掛らるるに至りしあり

(未完)

淡矢餘録

關ヶ原役の書簡(續)後 調生

岐阜河渡の兩戦が直接若しくの間接に及ぼし、影
響の實に至大にして、其冥々裏中にあるもの、兎に
角、既に表面上に顯出する概略を擧げ、則ち大山
城將等の城と以て降参するあり、又京極高次の我
居城大津に精進して東軍に應ずるあり、濃州小原の領
主遠藤隆隆の飛彈の金森可重と兵と連ねて稻葉貞通
の郡上郡八幡城と攻め、又遠隔せる地方に至り、
黒田孝高豊前中津より兵と起して傍近諸城と攻伐

り、然れども城兵の家康の來り攻むると待ち南宮松
尾の軍と合撃せんとの策畧にて敢て動かざりしか
ば、家康軍と部署し大垣城に押の兵と殘し置き、
其まゝ進撃の令と發して近江路に切入り敵の根據と
突んとせるの擬勢と張し、是に城兵も堪りかね、
終に巧の罠に引掛られ關ヶ原まで釣出されたり、是
處にて家康のかの得手の野戦と以て思ふ存分に打破
れり、夫然り、而るに前日に掲げたる眞田伊豆守に
贈りし書にも亦この堀丹後守に與へるにも、大垣
城と水攻にぞべきとて早速出馬せしむと云ひたりし
に、最初諸客將等に授與しむる方畧と矛盾と云は
ざるを得ず、好家康の實際大垣と水攻にせんとの決
心にて斯く云ひたるものとせん歟、たゞ味方にも
せよ將に施行せんとせる方畧軍機と漏泄し、若しも
敵の探知する所とありて豫じめに備へしめば、折
角の策畧も餅に属するのみ歟、或ひ敵にその裏と
かゝるるに至りかば實に一大事あらざや、これ兵家
の宜しく慎しむべき所あり、併し家康はどの名將が
其式のこととも知らず狼りに軍事の機密と漏泄して
可あらんや、斯く全く家康が大垣城兵と虚喝して堅
要の地と去しめ、之と曠野に要して得意の野戦と用
ひんとの策畧あるに相違あるまじく、去れば此文言

(平野)七十七回九十
日向鉄肥城主伊東祐兵の老臣稻津重政も亦孝高と連
合し、鉄肥清武の兩城に據て島津秋月兩家の支城と
攻落せり、而して又北國地方にありての大谷吉繼大
將として越前加能の諸國と經畧せんと既に我居城敦
賀にありしと、三成より濃州表の急と報じ來後と促
せしかば、是非なく北方と翻て美濃に出陣し、
是がため北國の守備を全く解体し、かの小松城に據
て西軍に應じ前田利長と淺井暁に激戦し、丹羽長
重の如きも、到底見込なしとて利長と和と請じ家康
に降参するに及べり、
右黒田加藤諸氏の事の重端別に述ぶる所あるべし、
今先直接に關ヶ原の幹戦に關係と有する大津大山兩
城の事より記述せんに、九月三日家康相州小田原ま
で出陣せし時京極宰相高次の弟修理亮高知に答へ
たる左の書簡あり、
御狀令披見、今度於濃州表一各被仰談岐阜
城即時被棄崩之儀、潔儀どもに、殊に大津へ書
狀被遣入御念通祝着、我等も出馬す、條萬
事期而談之節、恐々謹言、
九月三日 家康 花押
伊那侍從殿
高知の信州伊那郡飯田と領と、故に伊那侍從と稱せ
り、右書中に大津へ書狀被遣云々とある、其事柄の
定かあらざれども、多分高知より兄高次へ岐阜合戦

の模様と通報せりと旨と家康へ告げしも多斯く
答へざるからん、
高次の室の淺井長政の次女にて淀殿の妹にあたり、
二代將軍秀忠公の御臺所に姉あられ、是等の姻縁
にて高次と家康との豫てより深く相結託せし所あり
ざるに相違なし、併し其時期のいまだ到らざりしゆ
ゑ、一時大谷吉繼の手に属して北國に出陣し、
前文述ふる如く岐阜の影響にて吉繼兵と旋し濃
州に入りし故、高次も共に大津に引かへし恰好家康
の此書と裁せし日と以て城に楯籠旗と懸そに至れ
り、家康より高次に贈りし書に、
切々使札御惡意の段難申盡し、去三日大津へ被
打返手切の行可有修理殿(高知)井伊兵部方よ
り申越し間、一刻も出馬急す、中納言(秀忠)の
中山道罷上し、我等の今日七日至遠州中泉
着陣し、委細修理殿可被仰し間不能具し、恐々
謹言、
九月七日
大津宰相殿
家康花押

に鄙考と加へて掲載せしことあり、其書中に記せる
大津城關係の事項と重複ながら猶又此に抜萃して語
者の參攷に供せんに、云々、
又石川貞清に與へし書に、
兩人かたへの御狀令披見し、仍今度不慮の儀無是
非仕合共い處、日此の御好味思可有忠節、由滿
足し、委細田中可申し條、令省察し、恐々謹言、
九月四日
石川備前守殿
家康花押

右の書に兩人かたへとある一人の下に掲載せる本多
上野介正純の副狀あれ、其人あるべく、今一人の
詳かからず、又田中可申とある田中の貞清の家臣
にて清六と稱するものあり、その可申と別に正純
より清六へ宛たる細書あるも省察して斯く云へる
あり、正純の副書に左の如し、
石川備前殿よりの御狀並に貴所御文いづれも則入
御披見し、日此の御好味と思召今度の御忠節大
形から御祝着被成御書被遣し、殊に去一日も石
川備前殿より古織への御狀も懇に入御披見し、是又
一段と満足被成し、其は此度の御返事にも被仰
遣し、此節の間彌御忠節被成し様にと御心得願
入し、恐々謹言、
九月四日
正純花押
田清殿(田中清六)
御館
返々此度石備様御忠節の儀日來御頼母敷被存

大津の儀去とて此節根とたやされぬはで、以
來御仕のさはりさるべきと存し、殊に伊那の侍従
殿當表にて種々と才覺御推量の外にては事、
三成の高次に對する感情の右の如し、其大津と攻む
る毛利秀包と總大將とあし、立花宗茂、筑紫廣門、増田
長盛、片桐且元、其外諸家の兵と合せて一萬五千、晝夜
の差別なく攻撃最も激烈ありしかば、流石の高次も
防禦の力盡き、籠城の日數僅に十二日にして關ヶ原
決戦の前日城を渡し高野山に逃れさり (未完)

流矢餘録

關ヶ原役の書簡(續)後 洞生
犬山の城主石川備前守貞清といへるものあり、此
城東軍防禦の要衝地とて以て稻葉貞通、加藤貞泰、
竹中重門と加へて嚴重に守らしめ置され共、岐阜
の一段に乍ら降旗と懸へそに至れり、家康より加藤
竹中の兩人に答へし書に、
兩通の書狀令披見し、然へ前廉首尾無相違、忠節
の段感悅の至に、今日至小田原令出馬し、急速
其表可着陣し、彌其元可被入精儀肝要し、恐
恐謹言、
九月三日
加藤左衛門尉殿
家康花押
竹中丹後守殿

以首尾不相違、以儀と被申くれ、満足され
し、此上被出御精御尤いと奉存し、此由可
然様に石備様へ可被仰上し、將又今日至三
島被致着陣し、路次中殊の外被急し、十日時分
に其表へ可被能出し諸勢はや五六日以前に
罷出の間御安心かるべく、江戶中納言信州表
と直に濃州へ被罷出し、此等之通福大夫様(正
則)羽三左様(輝政)へ可有御注進し以上、
石川貞清の一旦東軍に降るといへども、又も反覆
して三成に属し、合戦後何處へり身と隠し、右
の文書へ貞清の子孫にして後淀稻葉侯に仕へし石川
某の所持せしものありと歟、
又犬山城の援將加藤貞泰の最初より志と家康に属
し、身西軍にありながら内々弟の光貞といへると
人質として江戶表へ遣はしおさる位にて、畢竟大
山守將等の打揃て降參に及びざるも貞泰の盡力と
る斯くもかからざりしに由れりと歟、夫故にや家康
より貞泰に答へる書中左の如きものあり、
切々被入念書狀祝着の至し、殊に犬山の儀其
元以才覺早々相濟し事令満足し、將又先手へ參
陣の由尤に、今日至清見寺令着馬し、の間願
て其表可着陣し、猶期其節し、恐々謹言、
九月五日
加藤左衛門尉殿
家康花押
(未完)

關ヶ原役の書簡(續)後 洞 生

江戶中納言秀忠の白川口の先手として野州宇都宮に陣取しが、八月廿四日同所より直に中仙道へかゝり信濃に入り、真田昌幸の上田城に向へり、先鋒客將等より各濃州表合戦の次第を注進に及びざるものと見え、秀忠より答書に、

御狀令披見し、仍て於濃州表敵數多被討捕、岐阜城即時乘取並加勢として石田治部少輔人數せりやう寺山に籠置し處、柏原と始め、悉被討果し由三成の臣柏原彦右衛門瑞龍寺山の誓と守る御手柄の段寔無比類儀と難申究し、將又真田表爲仕置出陣し、頓て隙明次第可令上洛し、恐々謹言、

九月四日 江戶中納言 秀忠 花押

淺野左京大夫殿 御返報

又黒田長政に贈りし書に、

今度於濃州表被及御一戰敵悉被討捕、岐阜の城即時被賣落其上加勢として石田治部少輔人數差越し處、是又無殘被打果、其外大垣の城に楯籠の由誠御手柄の段無比類儀とに、將又我等事真田表爲仕置令出陣し、此表隙明次第可令

小笠原兵部殿 同 豊後殿

右の如き豫定ありしと、秀忠の恰好此六日より上田の城攻にどりかゝり、軍事にたけし真田昌幸に喰留られて遂に九月十二日まで滯滞し、是がため肝腎なる關ヶ原合戦の期と愆て家康の不興と被り、一時對面とももるされざるに至れり、當時秀忠に、榊原康政と始め武功老練の士なきにあらざれども、本多佐渡守正信獨事を用ひ、康政等の意見も行はれざりし故斯る不手際の次第に立至しあらん、世に剛直と以て有名ありし大久保彦左衛門忠政が此時の事と記して左の如く云へり、

將軍様(秀忠)御年二十二の御事なればわかく御座いに付、本多佐渡と付させたまはうて御供させ給ふ、何かの儀とも各へ不任して佐渡一人して指引とまさり、佐渡が真田にたぶらかされて我主の顔まで五三日と送りける、何事も佐渡次第と被申て罷在けり、佐渡がはからひはやぶさの指引にのよくあるべし、武邊とまざる儀一代に一度もあければ何りよからんや、佐渡のもど家康の鷹匠あり故に云爾然間二三日も遅くつかせ給ふ、何時も其道々に得ざる者とばさせざれば事ゆくべきにあらせ、佐渡が我あしくまゝるといふはせして後々の

上洛し、恐々謹言、

九月五日

江戶中納言 秀忠 花押

右の外加藤嘉明、本多忠勝等に與へる書あれ共文意同様もる省きざり、家康の豫定に、秀忠の軍勢の大畧九月十日比に濃州路に入るべき手筈ありしと見え左の如き書簡あり御使入御念儀難申盡し、殊に先書如申入岐阜の儀早速被乘崩事御手柄無申計し、我々今日島田(遠州)に罷着し、中納言(秀忠)定て十日時分に其地まで可參と存し、猶面談の節万事可申承し、恐々謹言、

九月六日

家康 花押

清須侍從殿(福島正則) 又當時濃州に居る家臣小笠原兵部等に命じ、豫じめ秀忠布陣の地までも撰定せしめ置るる左の書にぞ知るべし、

其許萬事入念被申越令祝着し、仍て羽左太(正則)の書狀最前も取落し間自跡進之し、届しはせや不審に、中納言の十日時分其地まで可參陣し、陣場見計可被置し、金山(濃州)邊まで飛脚可被立也、

九月六日

花押(家康)

不知顔にてゐたれ共、何事も皆佐渡がいたしる事あり、其時くり引とまたり、是も佐渡が功者ふりにてくり引として後にわが利口と云ひければ、人々の佐渡がくり引とて笑ける、くり引と云ことわれ共終にくり引にあひる者なくして、佐渡が敵てはじめて各もくり引に逢り、くり引に不及敵が城より出たらば、追取々々退入て付入に城とどらでとい思はで、さても、佐渡がくり引にまたりけり、

正信のもど刀筆の俗吏たるに過ぎせ、然るに真田陣に敵の追跡と恐れて線引法を用ひ、後人之と名づけ佐渡のくり引と冷笑せしと無理からぬ事あり、既に天正十二年長久手合戦の時、先手の戦酣に及び、高木水水馳來り速く御旗を進めたまへと促せしに、佐渡之と聞き危しとて留めけると、主水大戦場の掛引杯の知る所にあらざと叱斥しざりとぞ、亦以て正信が兵事に拙ありしと察せし、(未完)

關ヶ原役の書簡(續)後 洞 生

京極高次の大津城に據て東軍に應じざる事に關する家康の書簡の前回既に之と掲載せといへども、其伊達政宗と最上義光とに贈りしものと取殘しされば、

更に之と掲載せんに、云く、
急度申入、大津宰相以日比之好味、此方と同意
被成、去四日手合に、京極殿書状爲御披見進
い、其元無油斷、御行等肝要、恐々謹言、
九月七日 家康 花押

大崎少將殿
追て申、此書狀最上へ御届、可給、以上、
右政宗へ托し、義光へ送致せしめ、る書簡、左の如く
あり

急度申
一 備前中納言島津兵庫右田治部少大輔へ進簡切
通路陣取り事

二 就夫父子令出馬、其口政宗相談無油斷行
等分別 尤い

一 大津宰相此間へ越前在陣の處、日來無等閑故大
津へ歸城、今月三日手合被申、恐々謹言、
九月七日 家康 花押

最上侍從殿
右政宗への書に、高次の手合と云ひ、義光に
三日と云へり、是等の小事、敢て證據にて、及
ばざる事あれども、序を述べ置ん、斯に敢て誤
れりと云ふまでの事あらざれども、當時實際の見聞
と録せし山科中納言及び西洞院時慶卿の日記に據る
に、高次の九月三日大津に歸城し、四日に手切の色

更にはしる由に記あり、蓋家康の袖筆なるもの書
に兩三人に止まらば、其四方往復の書札を作る平時
と違ひ、軍中匆卒の際と云ひ事端の繁雜あるより、互
に思違ひ間違ひの事なき能はば、即ち此書簡の如き
甲の歸城の日と以て手合とあし、乙の手切の日と以
てせしめらるらん、之と湊合するに及び始めて此異
同を生ずるに至れり、是亦古文書と歴史に應用する
に付ての一の研究をべき所あるべし、是のみならず
時に何人も能く知り得べき文字とも一考と費その餘
地なく、音通と假りて途方もなき宛字と用ひ、頗ぶ
る其解釋に頭と悩むこと往々あることあり、
濃州岩村の城主田丸中務少輔忠昌の三成の事と起
と聞き、既に關東まで出陣せしと引返して大坂に赴
き、我居城の家老田丸主水として守らしめり、然
るに岩村に接近せる妻木の領主にて妻木雅樂助貞徳
といへるもの豫て志と家康に属せしめ、忠昌の
留守と幸に其の領内に亂入し、所在焚掠遂に岩村の
支城高山と攻落し、我兵と以て之と守らしめ、此由
家康へ注進に及びし時、家康より之に答へて、
度々飛札令祝着、仍て其妻高山の城明に付て
其方人衆被移、由尤い、彌無油斷、様肝要、今日
八日至、白須賀着陣、猶永井右近大夫可申、恐

九月八日 家康 花押

御使札令披見、今日九日至三州岡崎、着陣、
其許敵程近の儀萬事無油斷、仕置等尤もに、一兩
日中大柿表可出、猶自彼地可申、間不能具
い、恐々謹言、
九月九日 家康 花押

福島掃部頭殿
掃部頭正頼の勢州長島の城主にして一萬二千石と領
し、兄正則とも、家康に從て小山に在陣せし折か
ら、三成の事起り家康旋旆西上の議と決すると其ま
ま我居城に馳歸り、敵中に介立して屈する所なく、
屢々西軍と惱まして東軍のため盡力せしかば、家康
清洲に着ると及び、重ねて書と與へ其軍功と賞と
るに至る、其書の畧しぬ、
(未完)

是までの餘り面白書簡もあく、讀者も定めて倦厭
したまはんが、順序と逐て來りし故是非に及ばざ、
是より追々珍貴なる書簡とも連載とべければ、其
御積にて、

關ヶ原役の書簡(續)後 潤生

關ヶ原役類集の書簡も既に數回に涉り、主として鼓
阜河津兩殿の性質及び家康軍器の極概と順次掲載し
來りしが、是より更に又此役に關する諸家往復の書
簡の類次せんとす、乃ち世に烈女と以て有名かりし
細川忠興の内室明智氏自殺の顛末と詳記せる書簡と
掲載せし、此書、明智氏の侍女霜といへるもの、
明智氏の自殺に際し遺命と附托せられたため、復武の
後まで存命を、明智氏の孫細川肥後守光尙の間に
答へし所にて、後と距る四十餘年後のものかれども、
風説や傳聞と異なり實際目撃の模様と録せし書かれ
ば信と措くに十分のものあるべし、最初光尙が霜
に事の顛末と問はんとするに方り、家老の長岡監物
に命じて左の書と贈らしめり、
(前文畧)

又申す、われらにははせられぬ、まうりん院
樓(秀林院)明智氏の法堂の御さいこのやうそつ
いに御聞不被成、いはや今はその折ふしの事
どもくわしく存しものあるまじく、それ様
御ぞんじあるべきとおはせられ、私上
一段其とほりにて御座、御はて成され、前か

この御つかひともそれ様おされは、御さいごまで
付て御入は、御もんこん(遺言)とも御聞はて御出
いに付くわしく存せられしとすはえ、左はは
今度江戸御くごりに御急ぎ、(中畧)もはやとし
まかりよられは、何事もわそれすさるべくはえ
ども、まづ御意の通すつかはしすは、まづし御返事
ア上は、(下畧)
編女の此比伏見に住居せしと歟、右の書に答へて左
の書と細川侯に呈し、

一 石田治部少胤の年七月十二日、小笠原少少、
河ぎたいわみ(少齋名)秀清、石見一成、二人
並に大坂細川邸の留守役、兩人御臺所まで参
られは、私とよび出しすは、治部の少か
たよりいづれも東へ御たち成されは、大名衆の人
じちと取すはよし風聞仕、いか、仕
はんやとすされは、則ち秀りん院様へその
通す上は、秀りん院御意成されは、
治部の少と三齋様(忠興の道號)と兼く御あ
ひだわしくは、定めて人まら取はじめに
此方にすまゐるべくは、はじめにておくはは
よそのちみもあるべき、一番にす來は、御
御答いか遊ばされて能ははんや、せうさい、

郎殿(秀家)の與一郎おくさまにつかひて御一門
中にて御はしは、八郎殿まで御出は、其
分にて人質に御出は、世間につまじく
ま、さやうに遊ばされは、とすいり、(忠
興の長子與一郎の室の前田利家の女にて、浮田
秀家の室の妹あり、)
(未完)

關ヶ原役の書簡 後 洞 生

細川忠興内室自殺の顛末(續)
一 御上様御意成されは、うき田の八郎殿の尤も
御一門中にては、是も治部少と一味のや
うにきこしめされは、それまでも御出はて
も同前には、是も中へ御同心おくは、
内せうにての分にては、将明すは、
一同(七月)十六日かのかよりおもてむさの使参
りは、是非く御上様と人質に御いだしは、左
おくはは、押かけはて取ははんよし、越はに
付、少齋石見すは、餘りすたさまの使
にては、此上、我々も是にて切腹いたしは、
もいだしすまじき由、遣はしは、それより御屋
敷のものをも覺悟、仕すは、
一 御上様御意に、誠に押は、御自害遊ば
されべくは、其時少齋與へまわり御かいし

わみふんべつ、いさしは、御意被成は、
其通私、兩人へす渡は、
一 せうさいいわみすは、かのかたより右の
やうそや來は、人まらに出は、人御座さ
くは、與一郎様(忠興の長男忠隆、與五郎様(次
男興秋)のひかへ、御立成されは、(二人並に忠
興と共に會津に出陣を)、内記様(三男忠利)の江
戸八丈に御座は、唯今爰もにて人まらに出
は、人一人も御座さくは、問出しすこと成ま、
きとすべくは、せひどもに人まら取はんとす
は、丹後へす遣はし、幽齋様(忠興の父、孝
當時田邊城に在り)御上り成され御出は、もの歟、
其外何ぞ御さしづ可有は、それまで、
いへと返事いたそ、とす上られは、一段
然るべきよし御意御座は、
一 ちやうこんとすびくに御上様(内室と云ふ)へ御
出入仕は、彼方より此人、たのみ内せうにて
右の様とすし、人まらに御出は、様にとたびた
びちやうこんすは、三齋様御ためにわし
くは、人まらに御出は、事いかやうの事は、
ども中々御せうしんさきよし仰られは、また其
後まわりすは、左様には、うさたの八

やくいたしは、御せられは、與一郎様御上
様へも人まらに御出は、あるまじくは、是も
もろどもに御まがいさるべきよし内へ御や
くそく御座は、
一 少齋石見稻富(稻富の少齋等と同じく大坂邸の
留守役にて、伊賀祐直と稱し、砲術に精はしく、
後髪と削り一夢と號を、此三人だんがふ有てい
あどみ、表に敵と防ぎは、其ひまに御上様御
さいごに様に仕るべきよし談合御座は、則
ち稻富の表門に居りすは、左にて其日の初夜の
頃敵門までよせすは、稻富の其時心がはり、什
り敵と一所にありすは、其様子と少齋聞き、
はや成まじくと思ひ、長刀と持御上様御座所へ
参り、只今少齋いごにては、しすは、内々
仰合されは、事にて御座は、與一郎様御上様
とよび一所にて御はては、んとて御へや、人
遣はされは、は、もはやいづかたへやらん御の
き成されは、付、力あく御果成されは、少齋長
刀にて御かいしやくいたしすは、(當時細
川氏の邸の浮田氏と隣接せしは、與一郎の室
前田氏坊に浮田氏に逃れて死と免れしとて、役
後忠興其不義と怒り離婚に及び、りしと、與一
郎之と肯せして婦と同居せしかば、忠興その

總領と除き永く之と義絶せしとあり、

一三齋様、與一郎様、御書置成され私へ御渡し成され仰せし、おくと(侍婢の名)と私と兩人にのちのさひて御書と相届、御さいこの様子三齋様へや上ひやうにと御意成されいゆる、御さいと見せてはての落まじくいまも御供いたしはんよしや上ひえども、二人のせひおちひ、さあくいえべ此様子御ぞんじあされまじくいまま、ひらにと仰せられし故、せひあく御さいと見届まさいひておちす、内記(三男忠利)御乳人への内記様への御かたみと遣はされし事、一私ども御門へ出時分、もはや御やかたに火かよりす、御門外に人大せい見えす、後

に承ひえ、敵にての御座をくひよし、火事故あつまりる人にて御座いとす、敵中より引も一ちやう(一定)にていえども、いさみと引連御さいを以前に引するよし、是も後に承りす、則ち御屋敷にて腹と切す人、少齋石見いのみ甥六右衛門同子一人、此分と覺えす、其外も二三人もはてられし由にすいえども、是のまかと覺えすさす、こましくしき事、書付られせいま、あらく大か、如此にてい

正保五年二月十九日

加藤清正の内室も此ころ大坂にありしが、明智氏の自殺と聞き、忠興の家臣某に寄せざる書中に云く(大坂屋敷の様子是非に及ばざる仕合に、然しあがら一層隙明けて浦山しくい)云々と、蓋妻室等の難に死するのいかに英雄にても豪傑にても人情に替りあき以上の其悲痛の勿論の事あれども、家康のために力と盡すに至る却て妻子願慮の煩累と去り、所謂一層隙と明け浦山敷に似るものあらん (未完)

細川忠興の内室明智氏の自刃の唯一の義死として看過せ、からせ、其一死の實に東西兩軍の間に至大なる影響と與へたるものありと謂ふべし、蓋大坂に住居せる日本國中諸大名以下の妻子人質と大坂城中に押置き、家康に從ひし豊臣家の大小名等と掣肘して家康と孤立せしめ、上杉景勝と東西夾撃せんとし、石田三成が事と起すに方り書策中の大主眼にて、則ち三成より眞田昌幸に贈りし書中左の語にて推知すべし、
内府(家康)會津佐竹と敵に取、僅三万四方の人數にして分國(關東八州)十五ヶ城をかゝえ、廿日路と被上り事成ものにてい、路次筋の面々(東海沿道の諸大名)今度出陣は上方衆(家康に從軍

三

せる豊臣の諸大名)いかに内府次第とすども、二十年以來の太閤様御恩と内府去年(慶長四年)一年の懇切に相替、秀頼様(如在仕、刺)大坂に妻子と捨可申や、其上此中各へ差て懇にも無之、いと承ひ、右の分別も無之、手前人數一万上方勢一万計、相語ひ罷上られしども、尾三(尾張三河)の間にて可討取儀誠以天の與に、然る會津佐竹貴殿の關東へ移着て可有亂人と存い、但し天道と捨られたる仕置と見え、被上り事不可有云々、日本國の諸侍妻子と大坂の城に入置の間、於仕置の可被安御心い云々、
右書中手前人數一萬と、蓋家康手前の兵三四萬中關東八州の十五ヶ城に夫々の守兵と除却したる概數あるべく、又家康に從ひ居る豊臣家諸大名の兵數の岐阜城攻の着到に據るに四萬餘に及べり、然るに三成之と上方勢一萬計と云ひたりし、其四分の三は大坂の妻子人質に心と引れ家康と背き已に來り屬すべきものと臆斷しての兵數あるべし、當時三成應募の兵に無慮二十餘方の概算あり、三成の了簡に家康が僅々二萬ばかりの兵にて切り上るとも此大兵と以て之に加へ、尾三の間にて打破る可必定あり、彼として決して我滯軍の濃州路まで踏込せまじく、家康と討取たる上から、上杉も佐竹も眞田

昌幸も甲冑と着用するまでも及ばせ、袴と着け平服のまゝにて家康の領分關東へ亂入あるべしと云ふにあり、
家康の向三邊と領せし時にして、既に海道第一の弓取と稱へられたる英傑あり、秀吉でそら之に、數歩と退讓したる人物あるに、三成が斯くもの數ども思はせ、手に取るごとく是が勝敗と斷定したるに、實に昌幸として心易く思はしめんと、策畧ばかりにていなく、實に日本國中大小名の妻子人質と押へ置き、是れが生殺の權と握り居るからの事あるべし、去ればこそ大坂に候妻子と捨可申やと云ひ、又諸侍妻子と大坂の城に入置の間仕置に於ての御心安かるべくおと、澄して居たるに相違なし、夫然り此情み切たる妻子人質が、明智氏一人のために其効用と失ふに至りしに實に意外の結果と謂はざるべからず、
蓋三成の家康に從ひ居る諸大名等に一泡吹せ呉れんとの考にて、妻子人質取押と決行せり、然るに三成と忠興との、從來非常の軋轢にて、前日に掲げたる霜女の書中に云へるごとく、治部少と三齋様と豫豫御あひだあしくいま、定めて人ぞち取初に、此方へやあるべく、明智氏の推察に違はせ、第一着手に細川家へ逼りたり、
明智氏の當時の決心と處置の如何と、實に大坂諸大

名中の標準とあるべき事柄あり、夫故明智氏も始めにておくべきそのおもむきあるべきかと云ひて苦慮したりしを、遂に是が手初に自及して四虜同然の耻辱と免れ、在邸の家臣等も亦火と放て御難に至りしあり、諸家當時の記録に散見せる所に、他の諸大名の内室達や家臣共も之と見て實に深き事とあり、若しも我身の上に波及し來らば細川家と以て手本にせんと覺悟と極め居りしあり、(未完)

夜史餘録

關ヶ原役の書簡(承前)後編生

細川忠興内室自殺の顛末(續)

三成も折角諸將と掣肘せんため、妻子人質あるに、むざむざ死かして前日に記載せる加藤清正のごとく、一層陰謀明候て浦山敷かど諸將として却て人質顧慮の煩累と去り其團結と鞏固からしめ、殊に妻子のため已に仇視して鋒頭更に一層の銳利を加ふるに至り、徒らに家康の勢力と強大からしむるに過ぎず、是實に寇に兵を貸し盗に糧を齎らんと一般策の得たるものからずと觀念せしにや、細川家以後の逼て人質取押と見合ふこととなり、唯衛兵と以て嚴重に諸大名の邸宅と守り、人の出入と杜絶して逃避

に備へしむるまでの事とありたり、此比島津義弘の家臣長井利貞といへるもの、大坂より郷里に贈りし書中に云く、

大坂の内諸大名の屋形にいろく門番と外よりさびしくいたし、人の出入り成らざる様掛の事、

あか／＼言語同断是非に及ばざらん云々、

黒田長政の家臣や加藤清正の家臣等が番兵と誑き、各吾主人の奥方と盗出して國元へ逃歸りし事、又山内一豊の家臣が使として大坂に來り、主人の書と奥方に渡ると青菜賣に姿と替へ、番兵の目と掠めて邸中に忍び入り等の史談の方々に此時の事ありき、

東行の諸將等も大坂の様子と傳へ聞き、到底三成が人質に害を加ふることのからざる事情と察し、人質に目もかけず、家康の先手とありて切り上り岐阜河渡の合戦に及びたり、人質に目もかけざるの當に東軍諸將のみならず、西軍の諸將までも叛去して家康に屬するに至りしかば、三成も今も堪忍からず、大坂城と守りし増田長盛と勸め、人質の處分に及ばんと左の書と贈りたり、

敵味方下々の取沙汰に、妻子人質の儀の何様にても、若しかるまじき体には、増田内府へ被仰合筋目有之とて妻子を一人も成敗の儀ある事

じさどやあしひ、是も黒白と存たるもの、不申下下申事に、併しすも餘儀なく、既に如斯討付られぬを、其もの、妻子御成敗穩便故先書にも如申犬山加勢衆謀叛かども出来ぬ歎、去とての有間敷儀が、是も妻子氣遣無之故と下々す、爰元諸侍すされ、敵方の妻子五三人も成敗いは、心中替可申と事には、爰元承以通申入、御分別に不過事

東軍諸將が三成の人質に手と附ざる事情と知て高と括り、更に構はずしていよ／＼已に敵對する、三成に取て嘸心憎き次第あるべく、何様其妻子の五三人も誅戮して之と懲らしめんとせし無理からぬ事あり、併し此書と發せし九月十二日にて、當時の輿論ハ勝家康にありと斷定し、既に南宮山に陣取居れる吉川廣家が毛利輝元に呈せし書中西軍の現狀と記して云く、總別御味方として被出衆、多分心合の様と相聞えず、(西軍の所に濃州に出陣せし

諸將東軍に内通と)其他被罷居、使者付置はぬ、無之由、(西軍の最初より濃州に陣取るもの替使者と家康に通せ)一ツとしてはや御勝手に可成立ふり無御座、云々とあるにて、西軍の敗兆、以て分明なるに、増田長盛の天秤主義にて最初より家

康にも内通し、又三成にも盡力する表裏反覆の人物かれ、兩軍の現状を知る上へ決して三成の勧誘に従ふ筈なし、果して戦後人質妻子の無事に各其本主の手に歸りたり、畢竟人質の無事ありし他に種々ある情實のあるにもせよ、其大体ハ明智氏の義死に源因せざんべからず、故に八代將軍徳川吉宗公曾て左右に謂て曰く、徳川氏の今日あるハ關ヶ原の一戦に由れりと雖も、其大捷と致せしハ明智氏の義死の預て力ありと、是實に然り、

明智氏の光秀の女にて容姿端麗あり、織田公の媒介にて忠興に嫁せり、光秀公と弑するに及び、深く慟愧して丹後の山中に幽居せしと、豊公聞て其志を憫み、忠興に命じて夫妻元のごとくからしめしとあり、公會て諸大名の内室と引見せし時、明智氏獨固

辭して出で、忠興其故と詰るに云く、たどひ父の弑逆と行ひたりとも公の仇あり、妾もし公に近接せば必ず報讎の念と生せん、忠興實にもとて之に従ひしとぞ、

明智氏の三男二女と生れり、長子與一郎忠隆嗣と除かる、次子與五郎秋叔父の家と繼ぐ、三子内記忠利封と襲ぐ、二女は並に人に嫁せり、世或の傳へて云ふ、明智氏自殺の時子二人と手及せり、然れども

云々、

其事の霜女の書にも亦細川家の系圖にもあき所あり
べく附會の事柄あり、(自殺の頓末終) (未完)

關ヶ原役の發端、慶長三年太閤の死去以後家康が
故意に之を醸成したるの争ふべからざる事實あれど
も、之ともしも一々説起しかば頗る長文に渉る事也
を容し置き、其事の公然世間に流傳せられし所以の
書簡を擧げ、則ち慶長五年四月家康より伊奈圖書
昭綱(世間流傳の書に昭綱と今成とあれども、今
家傳の系圖に従ふ)に、増田長盛の臣河村長門と副
會津に遣はして上杉景勝の叛状と詰問せしめたる
時、豫て家康の寵用せし豊光寺の住職免長老に命じ
景勝の家老直江山城守兼續に贈らしめたるものと、
兼續より之に答へたる二書にあり、之と相對照して
讀に頗る當時の事情と推知するに足るべく、且兼
續の書辭ことさらに侮慢と極て家康と愚弄し去り、
之と激して出征の止むと得ざる場合に至らざるもの
、流石に才畧と以て世に聞えたる程ありて兼續の
人物如何と想像するに足るべし、其免長老より贈り
たる書に、

豊光寺承免 花押
内府御不審の儀不少し、上方雜説穩便に無之に

間、一刻も早く御上洛の様に貴殿可被相計の
事、

一上方にて專取沙汰の事、會津にて武具被集
道橋被作しとの事にて、内府公一入中納言
殿上洛御待被成し事、又高麗へ御使者被遣は
間、もし隨參不仕はば、來年秋來々々年秋御人數
可被遣は、其相談可被成由に、間御上洛近々
可然し、其上にて無疎意被仰分は様に少も早
く御上洛尤の事、

一愚僧と貴殿との數ヶ年無等閑を通ひ得、何事
も笑止に存如此に、其地の存亡上杉の家興
廢の境に、被廻思案の外他事有間敷、萬
端使者口上に合は頓首、
豊光寺 承免 花押
卯月朔日

直江山城守殿

御宿所

右の書に答て兼續より左の書と贈りたり

今朔日の尊書昨十三日下着具に拜見多幸々々
一當國の儀於其元種々雜説すに付て内府様御不
審の由尤無餘儀、乍然京伏見の間にてさへ
色々雜説止む時なく、況や遠國と云ひ景勝若
輩と云ひ似合たる雜説と存、不苦い條可被
安慮儀聞召届らるべく、

付、伊奈圖書河村長門被差下、此段の使者口
上に可申達、いへども多年申通以上愚僧笑止に
存如此に、香指の原新地取立(景勝新たに會
津香指原に城と築く)中納言殿(景勝御分別相
違いども、貴殿異見油斷と存、内府公御不審
無據かと存、

一景勝御別心無之は、靈社の起請と以御申
開可被成旨内府公御内存にて、事、
一景勝卿律儀ある御心入、太閤様以來内府公御
存知の事、いへば、被仰分の品さへ相立はば
異儀不可有之事、

一近國(越後)堀置物一々や上り間、御陳謝堅く無
之は、御分相立や間敷、何篇御心中に可
有之事、
一當春北國肥前守利長(前田)異儀の處に、内府公
順路ある思召に、無別心思の儘に靜謐仕、是
皆前者の誠にて、間、其元豫て御覺悟可爲、尤
敷の事、

一京都にて増田右衛門、大谷刑部少輔萬事内府公
へ被申合、御分は、御申越可有之、
一被申合、御分は、御申越可有之、
一御原式部(康政)へも被仰越可然敷の事、
一千萬も不入中納言殿御上洛遅々に付如斯に、

一景勝上洛延引に付何角と申觸の由不審に存、
去々々年國替無程上洛、去年九月致下國、(景勝
慶長三年正月會津に轉封し、其八月秀吉の逝
去に由て入京し、四年九月就封を、當年正月
時分上洛被申、何の間に國の仕置可被申
付、就中當國の雪國にて、十月より三月ま
で、何事も不罷成、當國の案内者に御尋ある
べく、然正月より雜説と企て上洛延引と
有之、景勝逆心と何もの歎具に存、成
や不審に存、

一景勝於無別心に、紙ありども可申上由、
去々々年以來數通の起請文反古に成、上、重て
不及申入事(慶長三年八月秀吉逝去の砌、大
老奉行互に誓書と交換して秀頼に貳心なく奉公
せんことと約し、其九月重ねて之と誓へり、去々
年以來數通の起請文と、則之あり、
一太閤様以來景勝律儀の仁と思召、いは、今以不
可有別儀、世上の朝變暮化と、相違の事、
一景勝心中毛頭別心無之は、謾人のやかし
御糺明なく逆心と思召、段不及是非、豫て
又無御等閑、いは、讓者引合され御尋可然し、
左様に無之は、内府様御表裏と可存、事、
一北國肥前守殿(前田利長)儀、思召、まゝに被仰

豊光寺 承免 花押

直江山城守殿

慶長前後年間
景勝

付由御威光不淺存事、

一増右(増田長盛)大刑少(大谷吉繼)御出頭の由珍重存、自然用所の儀於有之、可申越、榊式大(榊原康政)の此表の御取次に、然、景勝逆心歴然に、一旦異見に被及、してこそ侍の筋目又、内府様御爲にも、可罷成の處に、讓者監物(堀)の奏者と任られ、種々の才覺と、以可被申妨儀にて、無之、忠臣歎、倭人歎、御分別次第重て御思慮可有之事、

一雜説、第一上洛延引故と被仰聞、い之とも、御使者に、如申、含、事、

一第二武具集、事、上方武士、今焼茶碗炭取、以下の人たらし、道具御所持のよし、田舎武士の鍵鉄砲弓箭の道具支度、其國の風俗と思召御不審有まじ、但、世上に無之、不似合の道具用意被申、いとも、景勝不肖の分限何程の事可有之、いや、天下に不似合御沙汰と令存、事、

一第三道作舟橋被申付事、往還の煩、無之様に被仕、事、國と抱へらる、後にて、い、如、此、い、於、越州、も舟橋道作、然、端々、殘、い、可、有、之、い、淵底、も堀監物可存、(景勝會津へ轉

來年か來々、御人數可被遣と有之、儲に虚言たるべく、歎、一、笑、々、々、(家康の秀吉が多年外征の餘弊と承、今方に民力の休養に汲々たれば、其再び師と外に用ゐる等の事、万々、所にて、公私のともに、謙認する所あり、然るに、景勝の入京と俟て之と議し、使者と朝鮮に派遣し、彼もし降參せざんば、重ねて兵と用ひんと、蓋、景勝と上洛せしめんと、の辭柄に過ぎるべし、故に兼續之に答へて、儲に虚言たるべく、歎と云ひたりし、(未完)

一景勝事當年三月、謙信追善に相當、(謙信天正六年に卒、慶長五年、其廿三年忌に當る)左様の隙と被明、夏中に、上洛可被、仕、内、存、の、人、數、武、具、以、下、國、の、覺、悟、仕、置、の、た、め、に、い、條、在、國、中、急、度、相、調、い、様、に、と、用、意、被、申、付、い、處、に、増、右、大、刑、少、よ、り、使、者、申、越、さ、れ、い、の、景、勝、逆、心、の、沙、汰、穩、便、を、ら、ざ、い、條、於、無、別、心、の、上、洛、尤、の、由、内、府、御、内、證、の、由、に、い、逆、も、無、御、等、閑、い、は、い、人、の、申、あ、し、あ、り、や、ら、に、被、仰、聞、急、度、御、糾、明、い、て、こ、を、御、懇、切、の、驗、た、る、べ、く、い、處、に、意、趣、を、か、逆、い、ど、や、觸、い、條、無、別、心、に、上、洛、い、へ、あ、ど、乳、香、子、あ、し、ら、い、に、被、成、い、事、不、及、是、非、い、昨、日、ま、で、全、

封の跡へ、堀久太郎秀治封せられたり、監物のその家老、當國被、移、刻、仕、置、も、無、之、事、に、い、本、國、と、云、い、堀、久、太、郎、踏、つ、ふ、し、い、に、何、の、手、間、可、入、い、や、道、作、ま、で、に、不、行、足、い、景、勝、舊、領、越、後、の、儀、の、不、及、申、上、州、下、野、岩、城、相、馬、政、宗、領、最、上、由、利、仙、北、(相續、何、れ、も、道、作、同、然、に、い、自、餘、の、衆、何、と、も、不、被、申、い、堀、監、物、は、か、り、道、作、に、恐、り、て、色、々、の、儀、申、あ、し、い、の、弓、箭、と、不、知、無、分、別、も、の、と、可、被、思、召、い、景、勝、天、下、に、對、し、逆、心、の、企、有、之、の、可、被、思、召、い、防、戰、の、支、度、を、可、被、仕、い、え、十、方、(道、と、作、り、逆、心、の、上、自、然、御、人、數、被、差、向、い、は、い、一、方、の、防、さ、(罷、成、ま、じ、い、況、や、十、方、と、防、い、事、罷、成、も、の、に、い、や、た、と、(他、國、へ、取、懸、い、と、も、一、方、へ、こ、景、勝、相、當、の、諸、勢、可、罷、成、い、え、諸、口、へ、何、と、し、て、可、罷、成、い、中、く、是、非、に、及、ば、さ、る、虚、

氣ものぞ存、景勝領分道橋申付、い、体、江、戸、よ、り、切、々、御、使、者、白、川、口、の、体、御、見、分、あ、る、べ、く、い、其、外、奥、州、へ、も、御、使、者、上、下、致、さ、れ、い、間、御、尋、尤、に、い、猶、御、不、審、い、は、御、使、者、被、下、所、々、堀、目、の、体、被、爲、見、い、は、御、合、點、可、參、い、事、

別、心、い、も、の、其、方、便、違、い、え、知、ぬ、顔、に、て、上、洛、仕、或、の、縁、邊、或、の、新、知、行、と、取、り、耻、も、不、顧、人、の、交、と、あ、し、い、當、世、風、の、景、勝、身、上、に、不、相、應、に、い、心、中、別、儀、を、か、い、え、と、逆、心、天、下、に、無、隱、い、と、い、と、上、洛、仕、累、代、律、儀、の、名、弓、箭、の、覺、ま、で、も、失、い、い、條、讒、人、と、引、合、さ、れ、御、糾、明、無、ク、上、洛、罷、成、間、敷、い、右、の、越、景、勝、理、歎、非、歎、尊、意、に、過、ぐ、べ、か、ら、ざ、い、就、中、景、勝、家、中、藤、田、能、登、と、す、も、の、去、月、半、に、當、國、と、引、切、江、戸、に、罷、越、夫、よ、り、上、洛、仕、由、に、て、い、間、萬、事、知、れ、可、申、い、(上、杉、家、の、臣、藤、田、能、登、守、信、吉、景、勝、の、非、擧、と、謀、め、て、用、ひ、ら、れ、せ、會、津、と、出、奔、し、て、江、戸、に、至、り、秘、事、と、徳、川、氏、に、密、告、し、遂、に、京、師、に、赴、き、景、勝、の、叛、狀、と、訴、ふ、本、文、當、國、と、引、切、云、々、と、是、あり、信、吉、此、功、に、由、り、戰、後、一、萬、五、千、石、に、封、せ、ら、れ、た、り、景、勝、罷、津、い、歎、内、府、様、表、裏、歎、世、上、の、取、沙、汰、次、第、に、い、事、一、千、言、萬、句、も、不、入、景、勝、別、心、毛、頭、無、之、い、え、と、も、上、洛、の、儀、不、罷、成、い、條、に、御、仕、懸、い、條、不、及、是、非、い、此、上、内、府、様、御、分、別、次、第、上、洛、可、被、申、い、た、と、(此、儘、在、國、被、申、い、と、も、太、閤、様、御、置、目、と、相、背、き、數、通、の、起、請、文、と、反、古、に、あ、し、御、幼、少、の、秀、頼、様、と、見、放、し、被、申、い、内、府、様、へ、無、首、尾、と、被、仕、此、方、よ、り、致、手、出、い、て、天、下、の、主、に、被、成、い、と、も、惡、

酒歌能く勇々
勵す

人の名不通行條、未代の耻辱たるべく、此所無
遠慮何事とか可被致ひや、可被安尊慮ひ、但
し謙人の才儀と實儀と思召、不義の族御持の
不及是非一條、誓紙も堅約も入申間敷事、
於其許景勝逆心と申さざること、於隣國も
會津勤王と觸廻り、或の城々へ人数と入兵糧の
支度、或の境内人質と取所々に關と据ゑ、様々
の雜説申し之とも、無分別もの仕事には
故聞も不入事、
一内々内府様へ以使者成とも可被申宣ひ之と
も隣國より謔人打語種々申し、家中より藤田
引切參ひへ、逆歴然と可被思召處に、御
音信ち被申上ひて、表裏もの第一と御沙
汰可有之條、右の條々無御糾明の内被申上
間敷由ひ、全無疎意通折節の御取成奉頼
事、

一何事も乍遠國推量 仕條、有様に可被仰
聞ひ、當世様の餘情がましき事いへ、自然實
の事も偽の様に罷成ひ、申さず申さぬも被
掛御目上り、於天下黑白御存知の儀に條、
被仰下儀の實儀と可存ひ、御心安のまゝむ

元和延寶間の武士形氣 (承前)

井伊直孝朝臣の逸事

台徳公(二代將軍秀忠公)の、萬づ御行儀正しく、假
初に仰出されし事にて、違ひさせたまふ事と、深
く恐れたまひけり、されば、御鷹野かどに、成らせ
たまふにも、譬は、辰の刻と前日より仰出されて、
定りぬれば、翌朝はや其刻限にいたれば、御膳半に
ても、御箸と捨て、其儘出御せらるること、毎
度あれ、御側の人々、恐れ多き事に思ひ、各々合
して、御膳の濟ませたまはぬ間、御時計鳴らざる
様にいたしけると、或時直孝此様と見て、御側衆と
以の外に叱り云る様、各々の、全く君に仕ふる道理
と辨へざるにて、言語に絶する仕方あり、君の正し
き道と、御好みおされ、給ふとあらば、各もいかに
もして、正しき道理と盡して、仕奉るべきに、左
のあくて、偽事して、君と欺き奉りて、御心に合
んと、いたさるゝの、不屈至極、沙汰の限あり、こ
れら僅の事と、心得られての事あるべけれど、君と
欺くに、大小の有べきにあらざ、殊に將軍家の御仕
置(政治の事あり)信と失はざるを以て、第一とぞ、故

ざと書付進ひ、慮外不少いえども愚意と申宣
爲可得意意不願其憚り、侍者奏達、恐惶
敬白、

直江山城守 兼續 花押

四月十四日 豊光寺 侍者御中

兼續の樋口與六と稱し、始め謙信の小性ありしと、
其才畧と愛して次第に登用あり、景勝の代に至り上
杉家の老臣直江大和守不慮に横死して嗣かかりしか
ば、命じて其後と承しめ、上杉家第一の老臣とあり、
秀吉より米澤三十萬石と賜はりたり、偃武の後徳川
家の老中土井利勝酒井忠勝等とはじめ、兼續に出會
て之と言語と接する時、片手と墨に突かざれば取
て口を開かば、又之れと呼ぶに山城殿と稱し呼乘に
せしことおどろかしてあかりしとぞ、其の威望の熾
ある天下執權の老中にして既に然り、況や其の他と
や、 (完)

に上よりの御法令の、山の崩るゝとも、動とべから
ざる事あり、然ると、各々様にして、君と欺きさら
んに、下々の上に遠ければ、上の正しきと、御好
みおされし御事の、露をらして、御供のために、早
朝より登城して、出御と待居る面々、上の時刻と、
あやまりたまふ事と、内々心よから思ひ、怨むる
ものも出来て、遂に上と下と、相違さかりて、其
間に姦臣も出来て、様々の儀と仕出しかば、由々敷
大事の基とも、ありぬべけれど、以後何事にもあ
れ、正しき道理と守りて、仕奉る様、急度慎まれ
よと、苦々敷死し戒められしとあり

樂真子曰く、古より、君側に仕まつる者、只
管に、君の歡心と邀へんと、勉むるの餘り、假
令一点の野心なくも、斯る類ひ、往々有勝の事
あり、當に君側の人のみからば、一局面に當る、
重任の人にも、斯る作畧の手段、まゝある事
あり、直孝朝臣至直の一言、實に國家の大器と
ると、見るに足る

嚴有公(四代將軍家綱公)御幼少の頃、御側の衆中一
人に相談して、以後若君様の、御側向へ罷出ひ面々
の、脇指と差し事と差扣べし、其譯の、不圖亂心も

のちど、有間敷にもあければ、危き儀あり、一同無
刀にて、罷出ひ方然るべからんと、有りしと、直孝
後日此事を聞て、直ちに御側衆に申けるに、武將に
仕へ奉る身として、斯るたはけざる、詮議のあるべ
きや、御幼少様の御儀にては、猶更堅固の爲、脇
指と帯とこと、尤も、其諱の、いかかる野心のも
の、有間敷とも申難し、然らば、脇指の外に、猶刀
とも帯して、守護し奉るところ、有さければ、若又御
側向の中に、萬一のものありて、誤り奉る事もあ
らば、是ぞ徳川家の御武運、末にありとすもの

にて、是非もあき事ありとて元の如く、脇指と帯さ
せられしとぞ
直孝朝臣、常々萬事の備に、厚く心を用られ、江戸
屋敷にて、乗馬の外に、小荷駄馬百疋づ、飼置
れて、其内一疋かくれば、直ちに一疋足して、置れ
ける故、御上落、又日光御社参の、御供とはじめ
何事にて、急場の御用とて、滞はることあかりき
されば、嚴有公御八歳の時、始て日光御社参、あら
せられけるに、直孝の供奉の隨一よりしが、諸家よ
りも、逸早く支度調ひより、まゝ往復の道中にて、諸

家の如く、椀飯と、持しめせ、上下ともに、驛
にて、彼の小荷駄馬に、持せざる、黒米飯と食
して、供奉しけるに、其頃人々の、まのあさり見
る所あり (未完)

樂真子曰く、直孝朝臣、天下の元老とて、もて、
常に國家不時の備と、おしつゝあるに、素より
當然の事なれども、供奉隨一の、大老職として、
宿驛に椀飯と持しめせ、上下ともに、黒米飯
と用ひざるを、後世の人、夢感もまがさ
き、儉素の美德、眞に國家の大器あり

明暦酉の年、大火の後、とかくに、江戸中火災の
沙汰のみありしが、或る日、直孝登城しるに、松
平伊豆守(老中にて、名の信綱、俗に智慧伊豆とい
はれし人あり)申ける様、いか様厳しく申付いて
も、とかく火事止みやすすは、是の畢竟手前々々の、
油断より起る事にては、以後の火と出しし者
に、急度仕置申付べしと仰出され、然るべからんと、
何れも相談相究め、故、御手前様の、御存寄と、承は
りし上、御同心にもいはは、其旨上へも申上へきに
ていと、ありければ、直孝諸々、各御相談、それ程
にも有間敷と存に、さりとて、力の落ちる事

にては、其故の、天下の事、大事にて、大事をあらざ
る事あり、小事にて、大事に於る事も、あるもの
にては、御心付あきやと、申されければ、伊豆守、
備に此相談、悪しくこれあるべきやとありしに、直
孝成ほど言語同断、宜しからん覺え、其故の、そ
べて出火の存外の事にて、然るど嚴重の仕置申付
るとあらば、若し御三家、又御連枝の方々より、出
火有らんも、計り難くは、其時、是の嚴重の仕置、申
付くべきにもあらざとて、其まゝ差置れ、下々のみ
と、曲事に仰付られ、御政道立申問敷、是れ
の老中、尤の御儀と其理に服されしとぞ、
樂真子曰く、世に流布する、水戸黄門記といへ
る、俗書どもに、此時火と出せしもの、遠
島にア付べしとありしと、黄門光國卿、さらば
我ら火と出しは、遠島申付らるべきやと、難
せしより、此令と取消されたり、あどあるに、例
の跡方もなき虚説にて、その此評議の事と、聞
傳へざるもの、直孝朝臣の名と、聞泄らせしり、
聞ても忘れざるよりして、水戸光國卿に、牽
強附會しるにて、とて彼の黄門記の類、斯

る説のみ多し、
大猷公(三代將軍家光公)の御時、酒井讃岐守忠勝(老
中にて後ら隠居して空印と號せ)の、御氣に入りの
第一にてありしが、或る人に物語られしに、我らも

御恩に依て、斯く御口眞似(將軍家の上意と諸大名
諸有司に傳ふる故に、昔にかく云ひしあり)ともい
たししが、掃部頭(井伊直孝)こそ、誠に天下の柱
と存に、其故の、其身方事につけて、強みと第一と
致され、手弱く、心弱き事と、堅く戒しめられり、
されば、いざ御大事と申す時に、掃部頭に相談いたせ
ば、何れも心強くありて、我ら式も、似合敷了簡も
出すに、諸人にも、讃岐と呼れしに、掃部頭も
ば、各心弱きまゝ、面々様々の了簡にて、諸事決
し申問敷、左もあらば、人々も危ぶみて、天下の御
政道も立難からんに、いつにても、事の滞りし時、
掃部頭了簡にて、掃部頭も、又上の思召違ひの時
に、いづも掃部頭身に引受て、御諫め申上られし故、
事決ししに、我ら覺えに天下の大事と思ふ事三ヶ
度ありて、老中何れも決断し得ざるに、三度ながら
掃部頭了簡にて、相極りし、其度毎に、上の思召に

伊藤長胤先生の歌

も、決せせ、老中も、口々にす時の、掃部頭自身の腹と打たさき、もはや是までにてはとて、即座に死と極め、さて其事と一身に引受け、一命と捨て、思切りすされし間、上にも御決断あり、外々の老中も決心して相極め、か様の儀ハ掃部頭からでんと、すされけるとぞ、

樂真子曰く、直孝朝臣の英傑あるハ、云ふまでもなき事ながら、忠勝朝臣の公直あること、眞に感服の外なし、大猷公の、別けて任用したまひしも、實に故ある事あり、此他保科正之、酒井忠世、阿部忠秋、阿部重次、松平信綱等の賢良、互に相和し、各々公直と以て、上に仕へられこそ、後世徳川政治の、善美と稱するものハ、必に寛永の治と以て、第一とをその、此故あり附言、猶次號に續稿をべきあれど、聊々所用あるともて、姑く他日に譲る、看官、諒焉

酒井忠世朝臣の逸事

酒井雅樂頭忠世ハ、三代將軍家の御後見にてありければ、世の人の崇敬のすまでもなく、將軍家にも、此人のす上ぬる事ハ、一としていふみださばざりしハ、誠に故ある事にて、東照宮の、取別けて此人と、

らの分として、名も知らし召れぬ程の、衣類と着しぬる事、沙汰の限あり、か様に奢と始めあへ、亂のはしとひらく、不屈者ありと、以の外に御機嫌損じて、彼もの逐立られ、夕御膳とも召上られせし故、某さき、種々に御わび言とす上りて、漸々に御膳と濟せられざる事ハ、御先祖様に、斯の如く、天下のために、奢りと戒しめたまひては、か様花美ある道具と、御賞翫遊ばされし事、東照大權現の御照覽も、勿体なくいとす上、やがてつと立て、御庭の石に打あて、ひしぎ捨られり、此忠世平生ハ、とどおしき人ハ、われど、天下の御ために、思切る事のみ多かりき、

樂真子曰く、舜臣五人ありて、天下治ると、忠世朝臣の如きハ、能く東照公の心と、心として、其嗣君と、輔導しまつれるにて、眞に古賢に耻ぞ、後世に見難き争臣といふべし、呼徳川氏二百六十餘年の治實に偶然にあらざるあり、斯く忠世ハ、上様にも障りなく、存念とす程の人あれども、下に對して、殊に懇懇にいたされりければ、誰ありて、此人の事と左右非難するものもあか

擧させたまひしハ、深く此人の忠厚と、御覽せられざるあり、或時忠世、三代將軍家の御前へ、出られるに、其頃流行りたる、刑部梨子地の御印籠と、御床の上に、差置せられると見て、あれ何にていやと、御側の人に向ひて、すされければ、將軍家も、如何に思召けん、御赤面遊ばされながら、唯如何の御守堀田正盛時に御側衆後ち老中より大老に陞るかとばかり、仰られしに忠世、御側の人に向ひ、御品と、是へとすされけれど、將軍家の、御赤面の様と、見奉りて、立かねけると、公ハ御覽じつけられて、遣しへとの上意にて、御小性衆御床に参り、御印籠ととりて、忠世の前に差置ければ、直ちに取上げ見て、御印籠にていや、さてハ加賀守御懇意にあまへて、若きもの故、加様の花美ある物と、さし上しと相見えしハ、以前大殿様(家康公の御事あり)駿府に御在城の節、夕御膳の御給仕に、何某とす御小性衆、罷出い、其者の袴と御覽遊ばされ、それ何とすものぞと、御尋遊ばされいへば、彼ものは茶亭とすもの由、す上しに、大殿様、おのれに、くさるものか、天下久敷亂に及び、漸く此頃少し静にあり、萬民も安き様に見えし所に、はやおのれ

りし、或時、忠世退出の折、御城内にて、御旗本の何某、行違れしが、忠世ハ下駄とはき、御旗本衆ハ草履ありしかば、忠世下駄とぬがんとせられしに、彼御旗本ハ、道ぬかりにては問、やはり御下駄のままにとありしに、忠世すさるるハ、自分どもの下駄と、御下駄ととすされいり、さあらば上様の御下駄と、何とすされいやと、苦々しく答めければ、彼人赤面して、詞かかりしとあり、又或時、忠世、土井大炊頭、其外の年寄衆(老中の事と昔ハかくいひしあり)同道にて、退出ありしに、御臺所の下男ども、切残しする魚鳥の餘りと、持出するに行違けるが、彼下男ども、外に避くべき所もあければ、其儘平伏して在りけると、忠世見向きもせせ、通過ざりしに、跡にて或年寄衆が、公けの私とハすながら、にくき奴原の仕業かなと、つぶやかれしと、忠世聞て、いやと、彼ら如き、小扶持にて、召仕れいものハ、御蔭と蒙らでい立すまじく、とても事、切端の物さとの、隠さずにもせさるものにてはと、すされける、樂真子曰く、忠世朝臣の、上に硬直にして、下下に謙に、其身富貴に處して、能く貧困の情を知

る、宜あり上下和融に、昇平と致せしと、呼上
位に在るもの、宜しく之を鑑みて可あり(未完)

將軍家(三代家光公)御成長に去さざり、折々御我儘
の上意と、有ける時、忠世遠慮なく、存寄とや
上げらるに依り、御前殊の外惡敷あり、能々御不氣
合と相見え、或時大手御門と通御の節、向ふに見ゆ
るの、誰が所ぞと、御尋遊ばされければ、御側衆、
雅樂頭宅と申上げれば、其儘御顔と、脇へ向けさせ
らるゝ程の事ありしが、其後八月朔日の御祝日に、
御三家方とはじめ、諸大名諸役人、早朝登城して、
御禮の刻限と相待けるに、將軍家の、御本丸に御座
おされ、宵より二の丸へ御遊山に成せられ、御返
りありければ、忠世早々二の丸へ参られ、御側衆へ、
今日ハ八朔御祝儀にて、御三家方始、諸大名、登城
仕、早々還御遊ばされ、御禮請させられし様に
と、申上げれば、將軍家以外の御立腹にて、総た
て雅樂頭、我意強く、やうもそれ昔の如く、前代
の如くやうと、推参と申、昔の如く、今も今あり、
殊に予が前に取次おしに、罷出るやと、上と輕しめ
ぬる罪、急度正とせざるとの御事ありしに、忠世謹

で、私不届の段、追て何分にも仰付られ、先今朝
の還御遊ばされ、御禮受させられし様、願 奉、
左も御座おきて、俄に御不御とぞ、偽りて予さ
んことも、致し難く、諸大名に退出の致させ様も御
座おくと、申上げれば、御立腹おがらも、還御を
きて、叶はざる故、御髪と仰付られ、還御の上、
滞りなく御禮、請させ給ひ、借西の丸に大御所(秀
忠公)御隠居おさるれば、是へ御禮に成せられしに
も、忠世御取合せの役おられ、此事と勤め、直に御
城より退出して、何分にも仰付られんかと、氣遣ひ
けれども、一向何の御沙汰もなし、借又御本丸にて
一日も、大老職の忠世、登城おきて、諸事御明さ
れば、是非なく御目通と遠慮し、忍びくくに勤られ
けるが、この事いつとなく、大御所聞し召されけん、
其月十五日の御禮に、將軍家西の丸へ、成らせらるゝ
に、御取合せの、餘人のあらぬ役儀あり、何の御答
もなきに、遠慮して罷出す、御親子様御對顔の不始
末もあらば、以外の大事ありと思案し、是非なく
御取合せ申上げるに、大御所、忠世に、其方年寄
て、本丸の勤太儀おるべきに、殊に冷氣にも赴き
ん、これ取らせんとて、御頭巾と御手自賜りたり、

有難く頂戴申されけるに、それにてかふれと、仰ら
れけれども、どかくかふり兼さるに、重て、予が免
と上り、將軍の答も有まじ、とくくと仰ありけれ
ば、將軍家にも、御免しかりかふれよとの、仰も、
御前にてかふられけるに、大御所傍も能似合さると
御笑遊ばされ、さて仰られけるに、將軍に、雅樂
頭我儘ありとて、氣に入り申さる由あるが、權現
様より、我等が、天下の事と、委細に存じさるに、
雅樂からでいなし、夫故指南にもと、付け置さると、
氣に入り申さるに、將軍が、我儘致され度毎、
兎角と申故あるべし、天下取り我儘のあらぬ者あり、

もし遊樂と望むからば、隠居して、我儘に致され
へ、天下の國松(駿河大納言忠長卿)に譲り申すべし、
去八朔にも、無理あるや様、雅樂直々出ずして、
御明くまじ、年寄さる者と苦しめ、不屈ありと、殊
の外御叱りありければ、將軍家の、只々恐れ入らせ
たまひて、御退出有ける、忠世御次に、委細と承
り、此品にて、一入御憎深く、御答も重からんと、
そごとくと退出しけるに、案の如く、雅樂頭に早々
登城せよとの事あり、忠世借こそと、覺悟と極め、出
られければ、將軍家近く召させたまひ、今日の、大

御所様、殊の外おる御叱りにて、御中譯なく、迷惑
至極せり、つくくと考へ見るに、是まで其方々天
下と大切に存じ、様々存寄と申けるに、惡敷心得
りし事、今更御後悔あり、此上の太儀おがら、是ま
での如く、諸事心と付け、遠慮なく、存寄と申、永
く相勤めくれいへと、上意にてありければ、忠世有
がさ身に餘り、夫より猶も忠勤と勵まれけり
寛永の始、御服所(御召服御用達)茶屋長以有福
に任せて、脇差の物數奇、結構にこしらへてさし
れば、其頃人々噂しあひしと、忠世聞けるが、或
時御禮日に、長以が登城して居ると、忠世呼よせ
て、其方々脇差と見せよとありければ、長以何心
く、差出しけるを取上げ見られしとらへといひ、道
具(中身の事あり)といひ、士にも、かやらの脇差と
もてる人の有まじと、褒めから振身のまゝにて、長
以に渡され、鞘の恰好に見る所ありとて、奥の方へ
持行列ける、殿中御禮出仕の、さしつとん中に、振
身の脇差にてありければ、十徳の下へ押隠しても、
さらくとして、目に立ければ、御目付業の通らる
るに、手とつかね、斯る事にて、雅樂頭殿の鞘と
められて、何卒たまはりささよし、願ふといへど

も、雅樂頭殿さやうに致されるに、何とて此方より、どかくとやさるべきぞ、待合せよとて、通らるる、御禮もはてし、人々退出する中に、長以の扱身の脇差にて、退出する様もかく、今我物ながら、困はて、心も心ならず、又御目付衆に願へども、雅樂頭殿退出と待て、伺ひませとて、取合せれば、せん方よし、どかくして、早未の刻にもあり、御老中方退出もそみされど、彼鞘の出されず、こゝかして頼み、やうくに預け置れし所と、聞出し、乞請けてはふく退出しけり、長心思ひける、町人の身分、其上法殿といふにて、無益の者と、雅樂頭殿思召して、かくありつらんと、已れと省み、恐れて、其後、木にて作り付の脇差に、柄鞘と常の通りにまゐると、用ひさりとぞ

樂真子曰く、富に従て、驕りと専らにし、以て人に誇る、小人の常、然ると言を語らば、事に托して、之を懲し遂に彼として、自ら悔悟の真心を發せしむ、忠世朝臣の畧、眞に大臣の處置といふべし、後世にいさりて、上流の人、或は下流富人の歡心を買んと、勤むるさへありて、又此種的美談と聞かぞ可

くいかと、問ければ返事ありて、出られけるが、兩眼朱とそぎさる如くに、赤く腫れふり、この其日の朝出立に、彦四郎遅くりければ、直次使とて、催促せしに、氣分悪しく、進退心に任せ難き故、遅延仕いと、ありしかば、直次重て、戰場の死場あり、氣分悪しくとも、出て死れいと、中道しければ、畏りいとて、乗出し群がる敵の中へ、味方も待合させ、會釋もかく馳入りけるが、遂に討死したると、今更愁傷ありし故ありとぞ。(未完)

大猷院殿(家光公)寛永五年、日光御社参の時、御法會相濟て、供奉の諸大名を、御本陣に召され、御料理と下されけるとき、安藤帶刀(直次)と、水野監物(忠之)と、相並び坐して、頂戴しけるに、監物の唯有難しと、御禮するまゝ、箸とどらせ、其時帶刀、御料理頂戴、ありがたき事にて、いかに其元にて、御不食をされいと、すければ、監物の若き時より、活氣のやつこ人なれば、我らの、精進さうらひにては故、たべずとせと、あらく敷挨拶ありければ、帶刀の箸とどめ、監物殿よく聞いへ、先年大坂御陣の碑、我らも、一とはさらさいたして、竹束の陰

安藤直次朝臣の逸事

大坂夏の御陣に、直次の子息彦四郎、討死してければ、御使番島角左衛門、直次が、武者奉行にて、あかさかちと乗廻し居る所に、参り合して只今御同姓彦四郎殿、討死にていと、直次あらふかに、何しに我らぞ悴、討死するべき、うつけさる事、すされかと、高聲に言せて、又乗廻し、武者遣りひしさりしが、其夜陣屋へ歸り、島角左衛門を招きて、晝の程の、過言をゆて、定て御氣にあたりつらん、其段の御免あるべし、さて能考て見いへ、大御所様の、仰とかうふり、進退武者遣と、任る所に、よ我子の討死と、承はりて、親の身にて、何と答へべきや、思慮分別も入りやす、駈け入て討死する外に、あるべからば、貴殿若氣にて、物おれ給はぬ

故に、卒忽に宣ふ事あり、重て左様に心得らるべし、諸人も承はれば、さそが、御口まねとも仕る悴が、討死とさして、味方の競ひもたむべし、さるに、より、わざと挨拶あらふかに任りさりと、すされけるところあり、其後直次廟へ行しに、いつも長雪隠あるが、別して久しく、出られぬ故、家來心元をく思て、廟の外より、餘りに久しく、御氣色にても、悪し

つゝの家來給すを所へ、御自分の御親父監物殿(忠清)我らの側へ來りたまひしが、借々飢に及び、草臥さり、ひら所望なれども、それとわけて、振舞たまはれとて、我らが家來の、喰かけの焼飯と、半分喰たまひ、是にて力付たり、さらば今一とかせぎ致さんと、禮と述て、立出られし、昨日今日の事の様に、覺しに、はや其元おどが、左様に奢りつらて、殊に上様より下さる御料理あり、嫌ひの精進も、時にこそよりやせし、それの若氣の我儘とアものあり、殊更御親父にも、未々其元と頼みすよし、御中置ありし故、遠慮なくやせと、苦々敷すされける、是より監物も、諸事帶刀と見習ひけるとあり、又帶刀常々すされし、我ら大坂にて、敵陣へ馳入んとそそみければ、家來何某、大將の駈る、時による事ありとて、我ら乘さる馬と、味方の方へおし廻し、鎗の石突にて、馬の三頭と、またさか突しが、突損して、我ら腰骨を、二つ三つ突けるが、今以て寒暑に、其打身おこりて、痛むあり、不便や、これ

引取、まばらく息をつきし所へ、我らの家來、黒米の焼飯と二つ持來り、一つは我らにたばさせ、一つは家來給すを所へ、御自分の御親父監物殿(忠清)我らの側へ來りたまひしが、借々飢に及び、草臥さり、ひら所望なれども、それとわけて、振舞たまはれとて、我らが家來の、喰かけの焼飯と、半分喰たまひ、是にて力付たり、さらば今一とかせぎ致さんと、禮と述て、立出られし、昨日今日の事の様に、覺しに、はや其元おどが、左様に奢りつらて、殊に上様より下さる御料理あり、嫌ひの精進も、時にこそよりやせし、それの若氣の我儘とアものあり、殊更御親父にも、未々其元と頼みすよし、御中置ありし故、遠慮なくやせと、苦々敷すされける、是より監物も、諸事帶刀と見習ひけるとあり、又帶刀常々すされし、我ら大坂にて、敵陣へ馳入んとそそみければ、家來何某、大將の駈る、時による事ありとて、我ら乘さる馬と、味方の方へおし廻し、鎗の石突にて、馬の三頭と、またさか突しが、突損して、我ら腰骨を、二つ三つ突けるが、今以て寒暑に、其打身おこりて、痛むあり、不便や、これ

も今の、彼奴めが形見ありとて、其心ざしを感じられけるとあり、

樂真子曰く、人富むに至りて、當初の艱苦を忘るのみならず、往時自ら爲せし事とも、猶卑賤視するの、庸人の常情、況んや、父祖の苦辛とや、借問そ、世の貴公子、此直次朝臣の言を以て、如何とぞ、

紀伊大納言頼宣卿、元和四年の秋、紀州へ入部の後、御附人安藤直次に仰られける、御兄義直卿に、尾州拜領の節、鉄砲三千挺、添て下されり、我らに、鉄砲二千五百挺あり、御兄君かれ、尤もの様かれども、武器の事、萬一の節、數多き程宜しきあり、何卒今五百挺を増して、尾州家同様、三千挺に致し度との事あり、直次申ける、元和元年、御一統の後、鉄砲、新に張儀の、御老中連判の免狀をくして、一挺も調ひこと、相叶はせし間、先此儀、御見合然るべしとて、承引せされども、卿、どかく御心に掛り調へ、思召ければ、七度まで同じ事と、安藤に仰聞らるゝといへども、直次曾て取合はせ、八度めにいふりて、直次申ける、左程まで、思召はば、一思案仕るべしとて、其翌年

江戸参勤の序で、御老中へ内々申ける、此度新張の鉄砲五百挺と、紀伊殿より若君様(家光公)へ、内献上いたされ度い、如何これあるべきと、伺せとの事ありとあり、其由御老中より上聞に及ばれるに、上意に、志、のはど祝着に思召し間、早々献上あるべしと、仰出されければ、直次の許に、其の由御沙汰ありける、さて直次、それより御老中に、表向申上て、鉄砲五百挺、新張の御証文と請け、歸國の上、泉州堺の鉄砲鍛冶柴田勘兵衛と云もの、召よせ申付ける、此度若君様へ献上致し間、鉄砲五百挺張立へとあり、勘兵衛御受け、五百挺とありて、凡そ日數百日も掛り申さるゝとあり、直次苦しからざる間、念入れ張立よと申付らる、勘兵衛急ぎ歸國して、細工人どもと、召集め、漸々張立て持參し、其旨申入る

(未完)

さて直次、勘兵衛と書院の庭へ呼出し、自身に出來の鉄砲十挺計、改め見て大に怒り、代金の儀、少しも減せ、望の通に極め上り、念を入れて仕立よと、申付しに、箇様の粗末の仕立方、言語同斷不届至極あり、斯く粗末の品の献上あるべからず、殊献上の日限も極りあり、紀伊殿何と上様へ、仰

あげられ立べきぞ、此上は是非に及ばず、某が不吟味、其方が不届かれ、申譯けに、只今其方首と別て、某も切腹するより、外おしと申されければ、勘兵衛肝と消し涙と流して、随分念を入れ、積りにいへども、猶又今一度張直し、差上べき間、何卒日數三十日の御用拾と、願上度と、ふるへ、申ければ、直次聞て、さらば日數三十日と申せども、百日にて

さへ、斯く鹿相あり、中々仕立上らんと、心得られねば、又百日の用拾致さべき間、能々念を入れ張立來れと、申渡されければ、勘兵衛有難しとて罷歸り、それより格別に念を入れ、日數八十日にて出來しければ、直次の許に至り、此由と申けるに、直次早速前の如く、書院の庭へ呼出し、改め見て、大に悦び、此度の日數も早く、殊更至極念を入れ、立満足せり、某も、汝も是にて先づ命と拾ひ、さて代金の儀、一挺に付て、金二兩づゝの約束あれども、先達て差出せし鹿末あるにより、御用にたぬ品あれど、其方に下げて、迷惑あるべければ、半金一兩づゝにて、買上ぐべし、又今日差出せし鉄砲の出來宜きと、金二兩づゝの約束あれども、褒美として、金三兩づゝに、買上ぐべしとて、勘定所

より、金二千兩相渡され、其上にて、是、我らも、其の方ども、命拾ひの祝儀ありとて、勘兵衛に銀一枚、細工人ども一同へ、鳥目百貫文と下されける、夫より、直次、江戸へ罷出、五百挺の鉄砲、滞なく献上相濟し上にて、御老中へ申されける、最初献上の積りにて、張立は五百挺、いかに粗末にて、献上に成兼い故、張替ひて、献上致し、最初張損の五百挺、紀州御道具にいたし、何の事もさもなく、申ければ、御老中も尤もの事ありと挨拶ありければ、直次直ちに歸國して、頼宣卿に御望の鉄砲五百挺、相調ひ申上ければ、卿、深く御感心殊の外、御悦ありける

樂真子曰く、直次朝臣の此處置、上の國家の大禁と遵奉し、中の主家の望と達して、下の工人と利を、其事奇策に出さりと雖も、所謂正と以て奇と行ふ、故に公私に益して、事に害なし、眞に傑士といふべし、後のこれと學ぶもの、奇と以て奇と行ふ、故に其事詐譎に歸して、公私と傷ひ、事と害を、慎まざるべけんや、頼宣卿未だ御壯年、活氣盛の頃、紀州にて澁谷某といふ近習の士、御機嫌に背く事ありければ、御怒り

の餘り、脇差の鞘ぐるみに、うちたまひしが、鞘わ
れて切先少し、彼もの頭に入れて、直次見ると
等しく、座と蹴立て、我家に歸り、急ぎ家來どもに
江戸へ出立の支度せよと命じければ、老臣不審して、
何事にて、斯く火急に出府あらせらるゝやと、問け
れば、直次、されば今日卿に、斯々の事あり、ど
かく大將の器にあらざ、江戸へ参り言上して、某
切腹せり、紀伊國に召上るゝ、上意に任そより外
かし、只今にも出立せしと、ひしめきけり、この
事卿聞せたまひて、大に御後悔ありて、早々直次の
許へ、御使と立られ、種々御おだめありけるに、直
次何といふとも、又起るものぞ、總じて腰ぬけ程、
短慮あるのち、果の氣違にもあるものなれば、我
ら今の内、死守方結句仕合ありとて、承引せざ、御
使の人右の趣申上ければ、重ての御使に、誓文にて、
種々御説言仰せられて、漸々事止みさり、
樂真子曰く、君に争ふ臣ありて、不義に陥らざ
と、宜かり頼宣卿の、明君とありたまひしこと、
板倉伊賀守(勝重)多年京都所司代と勤られしに、老
年に及びいとて、度々御免の事と願はれしに、替り
に遣はさるべき人おしとて、御許容かりしが、其

後江戸へ参り御節、直々御免の事と申上られしに、台
徳院殿(秀忠公)尤もに思召れいへども、替りに仰付
られい人これなき間、太儀ながら、今暫く相勤むべ
しとの、上意あり、伊賀守大勢の御家人のうち、私
し替りに遊ばされい人、御座なき儀の有まじくいと、
うちかへして申上ければ、左はは、其方目利にて、申
上べしと仰らる、伊賀守、私儀常々京都に罷在いへ
ば、江戸御家人の、人柄と存せせいへば、心當りア
人これなき由、申上しに、尤かれども、先これあれ
べと存るものもあらば、申上いへと再三の上意あり
ければ、伊賀守、左はは、私悻周防守(重宗)に、仰
付られい様に存じ奉りい、彼の密夫の首と切す様を
る、者にてい御座をくいと、申上ければ、公にも、
予も左様に存じつれ、それを御安堵に思召よし
にて、やがて、周防守に、父に替りて所司代、相勤
むべきと上意ありければ、周防守存寄らる儀、中々
私を、京都の御仕置(政事の事あり)相成べきや、
平に御免し下されいへと申すて、御請せず、其の時
上意に、其方親伊賀守目利にて、其方然るべき旨申
上り、此上い、どかく申上さざ、罷越相勤めよと
ありしが、周防守、縦い伊賀守申上いとて、私心

に請合申さる事と、畏し奉りいと、申上難く
いとて、中々御請と申さるりしに、其節安藤直次、在
江戸にて、周防守と別懇ゆる、御老中、直次と招き、
まかづの由と申すて、御自分にて、周防守と相口に
い間、御請申様、異見あり度との事あり、直次、親
伊賀守が目利の由にて、再三仰出されいと、御請仕
らすいもの、某が申さるとて、承引いさそべきや、
まかし先参りて申見んとて、周防守方へ参られける
に、亭主も、定て此間の事に付て、來られしあらん
と思ひ、罷出られしに、直次緩々と、四方山の噺い
たされけれど、彼事一向に申されば、既に暇なさ
んとありしかば、周防守こらへ兼、まばしと止め、備
某儀、此間の事と、御聞かされいやと申ければ、直
次、成程承はりい、いかにも其元にて、勤まり申間
敷存いと申周防守、さてい其元も左様に存せられい
て、珍重にい、某如き不才にて、中々勤まり申さざ
いと申さる、直次、いや不才にて申勤まり申さざれ
ど、腰が抜けて居申さるゝ間、中々勤まり申さざと、
存ると申ければ、周防守、某腰が抜けたりとい、如
何の儀にいやと申直次、されば能考て見られいへ、
親が見立て、其元然るべしと、申上い付、上様に

も、尤とて仰付られいへば、君父の御意とすものか
り、此上の罷越、いか様にも相勤すさでい、叶はざ
る事にてい、若又仕損じこれある時は是非に及ばず
腹と切れ、御濟事にていそれを跡先と考へい腹と
切らぬ様にと存る故腰抜けとすものにてい其元もか
くまで腰の抜けべしとい存せせいしは是非もなき
事にていと申ければ、周防守赤面して倍々誤り入いと
てそれより御請申されけり
樂真子曰く責任のために身命と抛つ忠臣の常
套直次朝臣の果決、常に茲に在り故に説て人に
及ばそ、宜かり、東照公の、紀公に傳さらしめ
し事
紀州にて、目付役に明き出来たる時、頼宣卿、彼り
是かと、人として、直次に問ひたまひしに、直次、
誰彼と申さんより、彦坂九兵衛が能くいと申、頼宣
卿、彼れい、其方と、不台口ありと聞くい、如何と
宣ふ、直次、成ほど、にくき奴にて、某方へ、一向
に來らぬ故、又某も申すさざ、不通の中あらども、
彼の必だ、御用に立べきものにてい間、彼に仰付ら
るべしと、堅く申すて、遂に目付役にせられり、
樂真子曰く、此編數日にわたり、看客の倦みた
まはんと、思へば、一と先、筆を收め、他日重
て續稿と申し
(完)

連ゆり〜が寛政十年子初死す時より十四年まで
十一代子尾 子蹟はくきありし

○撃劔家花柳の遊ぶ 洞房法園

去京新町河井権右衛門といひし其の内よりさし料として馬の
め即ち其後其流二刀の名を空に託るに遊馴れし時
の揚屋甚三郎のそと折く通ひたる寛政永十一年此
喜の地家の時子一撰考り西國古石方にお仰付若而
れ御室市白と黒田家の幕下へ見通ししとて徳地へ赴く
とてや料子暇乞の爲甚三郎の許へ入り揚屋にて甚
是の同意を志ししとて此花の折物に良を託ちお遊し
て料子新し細依酒にて袋を縫せ篋に掛け書きお物

鈍子の裁付みやし料の紅塵子れ袖を裏子付し。黒綿子
の陣お袋を着しし。大支振子のおめし。此花坊
とやんし。のあまをいんと申の町子群れたりし
あま町子おき御も戯れし。気色はあつて
そし〜子勝おれ時直を過す。の外を仰の馬りお
乗し。あまし。道んぐおまを〜し。洞房法園

○寛政の遊 洞房法園

京町三浦屋道安の家此方屋といひし。大支の二三を遊しし。何
り〜。大支持の匠を在座し。あまを近付し。虎の袖をり
世よん着し。あま。世よん。あま。やう。遊めり。あま。を。洞房
在座ありし。是れ。遊し。目をも。あま。謀を。帷幕。此うち子

ゆきゆきし晴るる雪の如く水もどくつへき分おくるい
つりて是より居るの方便をそつとまんすあるる約也その日
多れに揚屋うちまてる所の竹山しそ古き柳くつてるに
舞身せう其所てう白汁りみぬやせゆく松の葉の了例
へ舞うて古き柳の葉をばらりやるを愛ハつたるをせやい
みれりあのアを押しへ酒を志おまをさるる酒りの酒が
すりてまもる若れぬやれまも然ハ如つて酒をすま
ほりて酒をア候へ酒をうけりてそは袖に五せまも古き柳
の葉を袖より取すよれまもせやい甲をば其他の袖を
てえきまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ
是れ初むし越ゆり如然ハすまもハ他は味を如れ

為と志の居せ相すすありハ約あるを揚屋を
古き柳の葉をすまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ
可清て定ハす以兼ては七層も六層も七層も
奥子兼ハ彼越ゆり若れぬやれまも然ハ如つて酒をすま
伊豆子かけんを心おつ子胸せうぬを初戴の時うらえゆ
後ハ目ええやいそ食席既飲やら若れぬやれおぬ
子古き柳の葉をすまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ
湯鍋引ぬぬをすまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ
つ候ハすまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ
伊豆子かけんを心おつ子胸せうぬを初戴の時うらえゆ
後ハ目ええやいそ食席既飲やら若れぬやれおぬ
子古き柳の葉をすまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ
湯鍋引ぬぬをすまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ
つ候ハすまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ
伊豆子かけんを心おつ子胸せうぬを初戴の時うらえゆ
後ハ目ええやいそ食席既飲やら若れぬやれおぬ
子古き柳の葉をすまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ
湯鍋引ぬぬをすまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ
つ候ハすまもていよてを履の代り習意取振ひ出れ

此書... 袖を道... 呼あせ... 二つ風... 一つ又... 公神... 予... 予...

○東坡詩書を故と与ふ

公在黄日每有燕集... 至於管妓侍侍扇

書帶畫、亦時有之、有李琪者、
 喜、終未嘗獲公之賜、至公移汝郡、
 取領巾乞書、公顧視之、令琪磨硯、
 取筆大書東坡、
 世其相謂、法以丸易、又不終為何也、
 公大笑曰、幾忘、出瑯笺書曰、
 不為詩、一塵擊節、其人声價增重

○柴田梁山恩十法

梁山先生... 先生... 先生...

美を命一親日の字を用うんとして其文法を紹ぐ
し折柄其の夕時より一雨降出さるるに依り
其方の人のまゝに菅履を係二湖邊茶心の方僧
のしるまゝに係るを其のしる酒飲せりうち主人
其をまゝに膝中入りきしを之を二か翁道お
倚子よりうり茶心翁に向ひ眉を舞舞のしるまゝ
のれぬるたけも姑らしくせしむるは息せりや蟬於履の
奥下りし其苦もそのしるまゝ茶心翁の折茶
し何さま其の窮處の物ありとて倚子を下らん其
折もまゝに出来ぬを其のしるまゝ抑も七其の甚
窮處を其のしるまゝ依りまゝに休息するの勝手一

まろしるまゝに三僧一高に折肢跪例一其のま
ろしるまゝに其のしるまゝに

○好事の契

在坡のいそく石昌言、孝廷理、墨と高ふ人の磨を
つらつらとたえぬれつらと、子不磨墨、墨事磨
昌言死して墓木拱り墨をとうは、うあ、
のまゝに

○坡公字是也荆公

公平生不喜字说、此亭中洞王荆公字说新成、戲曰以竹鞭
馬为罵、以竹鞭犬有何可笑、荆公曰、波乃水之皮、公曰、然则滑
乃水之骨状、荆公默然、荆公曰、鳩字從九從鳥、亦有澄澈象

公曰詩曰鳴鳩在桑其子七兮和翰和娘恰似九個荆公欣然
而聽久之始悟其謔也又嘗問荆公曰丞相福微有勞制作
某不敢知獨恐每幸附學在風不勝其慶幸姑以荆
鹿二字言之身之體壯於鹿之行速於牛今積三為字
而其義皆反之何也荆公無以答

○真蹟強得

王逸少代書人いさ姓式をつまひらるる子也其太軍郡子也
ふれ書を善くけしつすいはまたみつら書せむいなはこ
こしつあせし玉ふの中をころあを何しつむせ後異を
いよんで本年のちをを子致年十七八全くはのあを致
ふかすのゆふあふいなは似たふあをいあをい 尚隱后

元の章徳懋ハ子昂の弟ありて州書より似たりん比草
しそり昂の書をみよふもの書とゆせきルもそりま
ふの命文中ハ昂の書を學ひて變態なりといふ
ぬりその款識はそりひて其をえたりと云へ唐の蔡
誠偶りて古帖をいそり李邕に志ありて曰石軍此書
跡よりと世忻然といふ曰是真物也誠實をいひ世に
告ぐ復視曰細多これいさしき辨るること能
はるしとそりて之の墨蹟辨るやまこと

○張旭草書

張旭草書草少者毫釐動もいふ叫ひ聲を水墨の
中ニ描たりしれより天下呼て張顛といひたり又社子

美、錦、牛、ハ仙、歌、也、七、張、旭、三、杯、乃、平、聖、侍、服、帽、七、夜、頂
王、公、家、と、阿、り、其、以、し、る、る、志、を、さ、す、

島右衛門 上置

〇 近松の傳

川左之門、名ハ信盛、業舟子、不物山人等ノ親、其、承、祖、二
年、疾、已、で、以、て、長、の、秋、あ、ま、る、本、姓、杉、木、次、世、も、初、家、傳、ハ
門、左、切、サ、り、賴、懐、一、と、言、ハ、家、を、留、父、之、を、許、と、し、て、子、何
も、從、ふ、と、し、玉、果、一、と、言、進、を、退、越、し、新、進、頭、年、を、見
つ、ま、ほ、あ、ま、と、と、ら、た、く、及、ふ、を、多、く、汝、時、を、漫、遊、し、暫、く、
肥、前、の、唐、津、迄、移、る、よ、止、ま、郵云 近江高野 又云 丁宗涉
子、登、り、緒、何、家、に、仕、へ、其、御、内、人、と、ま、り、往、古、位、に、叙、さ、此、を、而、
數、年、然、る、に、朝、廷、の、式、微、元、と、其、一、と、ま、り、時、を、際、を、し、と、以、て、大

二、甲、十二、杯、の、
日、一、甲、三、杯、の、
之、を、金、を、さ、す、

此、中、御、傳、の、由

オ、之、件、一、カ、と、言、世、に、致、さ、す、コ、ト、シ、テ、大、に、其、信、者、を、歎、一、也、
と、思、ふ、是、に、於、て、然、然、と、し、て、悔、ら、所、あ、る、書、也、の、中、に、断、ち、江、
兼、の、仙、人、丹、后、西、鶴、も、既、ち、お、ら、流、瑠、璃、と、學、び、其、書、を、近、
移、ち、子、お、お、あ、り、縁、が、な、り、て、近、松、の、門、と、稱、を、美、人、贊、
也、

〇 米元章 潔癖あり

米、第、有、潔、癖、屋、宇、器、具、時、一、潔、之、巾、幅、十、有、塵、則、濯、
之、客、去、必、濯、其、坐、榻、每、盥、手、以、銀、为、汁、置、長、柄、俾、奴

僕執以瀉水于手、呼為水斗、已而兩手相拍至乾、却不用
巾拭、偶有朝靴、為他人所持、心甚惡之、因屢洗、遂換
不可復穿

○倭文子の活

倭文子の縣門三才女の一人にして京極寺町の富高伊勢屋何某
の女あり資性敏慧にして姿態艶麗人皆其歌文と稱ふと
共、清楚淳約を以て稱ふ然るも亦其まゝに初より時、
樂教あり年僅二十にして是を歿せしむる縣民の
哀惜最も甚しき地、日向の人、遠近親疎と論せし
之を傳ふは殆ど之を姉妹を喪ふ如く楚ひて長短を
また、文章と書きて之を年一、一時海内と動ふ事

至るは時、のれ文載て文布(倭文子家集)の巻尾より今
現る世にあり然るも此意、傳列文、縣門の法家、苟くも
名を世に知られたる人、其皆載せざるを、独り、藤原宗
万俊ハ倭文子生存中、最も親しく交りたる人、其宗万俊の
母の歌ハ見ゆゆ、宗万俊の歌文みえ、いづれも、抑、宗
万俊縣門に在り、亦風流才子の名あり、氣度俊邁、容姿、
當時稱し、今、業平と目せしむる、至る才子、佳人の、
あら相投する、所謂、遠く、近き、病、子、お、許
す、在、あり、宗、万、俊、年、二十七、
文子亦嫁せり、其、期、
亦、下、河、原、の、百、を、
之、を、傳、ふ、事、
思、ひ、
終、く、
也、

終に其名を題するは後人志すべしと云ふを以て

獨のみ思ひつりけるは

くまのあまきまのしきむねに

といふ歌を著せし之を歌しけり其歌を載せる哀悼歌の中
みあり風流の逸事といふなり

白河の彼宇治河原より春河の跡奥よりよみていま一日
の遠るあまきまの越中極の大殿春やれをのり還り御
あまの花流北よりあまの日ぬりりのや博を臨陽の既奏
ん九バ殿下り遺恨深き所は行家朝臣宇治河原のあまのあ
らび去櫻都のついでと云ふは

一よりいさぐおのれ牛かいて身り異つていさぐ人百餘金と
得て帰る其次此らのえやうを甚どき三百金餘のあまの
の益載まきねに河子満るころははやくも大金を費
まぬちより林をたてし其禁をきくはてしなく其家よりい
こゝ其根柢を断りたる其石菅蒲のやうに末の一途一益
を十六金まで買ふるをいふ 近頃文化亥子丑の以摩牛花弄を
争ひ直種百七十五金子阿る備中の一万余金より一利を
取めしは名種の出でるといふは其ふへき那しきと保
も種といふもあまの種を得て之の其好江たはしはしや
りて両花をすまの記といふは余より其文政此よりめり
寛和のころ備中備前より文鳥を著しきと云ふはしきし一羽を

余貧不能貯書偶有購得早已羽化去篋中留集五部

十全子ある岡山藩といふを林をうられてつひに尾のぬ林
川といふ書に甘好のものと記すや子蘇州府高島の上流を
一僧仙具と川岸よりひりか一花の流れをすとの思は
稽の奇種多其内とすさし三四年に新花をひ
らく城下の人口の多しとす川上其種ありを尋ね
蹤迹をたて尋異花ありといひ傳へていふ來客多
きゆゆりく大をみりて古伝の物多花ありとて
所けをたてしとすりて甘好の其花を鉢植
其花を中七のと載る

山名堂有句云家徒四壁之書僅五山存 五山寺の伝

一白香山一李義山一王半山一曹茶山一元遺山外之無有因以
五山名堂有句云家徒四壁之書僅五山存 五山寺の伝

凡て名の煙多を懐牛もよるありけり煙多ハよるありけり
多主の出也煙多多のゆもあしたまを吾も多其谷
やうて多主の煙多へ出もあて家ハ之れを春も多主物語
して煙多まのれを道もあて客ハ之れを春も多主物語
まよるあてと論の礼茶の式もあて二三文と辭退す也

おのゝろくあまは下りてくはくはのめく煙神のまを云ふよのあ
さりーと云ふ(保る川)又た徳の家子於煙神を用ひの
しに九代將軍家重公の村より始まるしに酒より表立ちし
あゝねに甘みのまをともよを喰ひの清用とよのし呼べり
十代將軍家以公のこども命後を守り始むしに火臺其
筋のし用ひ煙量に銀のわい用ひんさししに上海の院
殿(宝地)

全

大櫻盤の目く煙草の早くせる産まししによと見之て
田行旅の時向るえおくの世よ製衣のめき煙草ああしに
見之てうら浮世又兵衛の畫きし厚風の侍のく物と煙草

とく、婦人の圖あり（浮世又無衛、其本名を改めて母丁の苗字
を名乗り、出世と稱し、生長のなほ行跡を以て浮世婦と書
さゆ、其の天市の先年と書く）又た此の類のや好むものありて
水の某と云ふことあり、煙草多し、此の類、若くは、この類、
多し、其の拾得を珍敷す、この類、市村、都市、南、東、有
き、も、あ、る、者、多、く、来、り、住、め、る、事、種、々、也、早、り、其、
所、を、し、る、者、も、あ、る、一、時、の、遊、戯、也、か、ら、
煙草を此れと改むことあり、一、時、の、遊、戯、也、か、ら、
お山那のなつかしき、於て二百坪と云ふ、所、一、た、と、云、ふ、長、古、也、
鐵の煙草、と、云、ふ、一、と、云、ふ、其、鐵、の、す、く、り、さ、る、塩、梅、と、い
實、の、數、百、年、の、古、も、あ、る、其、鐵、至、て、老、く、く、一、と、云、ふ、且、つ、重、し

又た其吸口の上五寸ハウの所、一、つ、の、鐵、ち、り、と、い、ふ、千、の、握、り、き
た、め、の、か、り、に、設、け、た、る、も、の、も、似、た、り、又、た、陸、州、と、冬、に、礼、式
の、後、其、吸、口、の、所、一、つ、つ、の、お、め、さ、る、も、市、村、の、世
の、く、日、夜、煙、ら、す、る、と、い、ふ、あ、る、者、不、便、の、事、あ、る、ご、
尚、之、れ、を、考、へ、り、其、所、に、煙、草、を、の、こ、も、鐵、棍、を、い、れ、
へ、き、用、を、多、め、る、と、い、ふ、事、も、あ、る、也、と、思、ひ、一、と、云、ふ、坂、上、池、院、の、慶
長、和、録、十、四、年、の、條、に、荆、組、及、袴、袖、を、い、つ、る、條、を、京
初、に、文、満、し、む、り、中、子、の、お、節、一、と、い、ふ、お、節、と、い、ふ、事、を
見、ぬ、に、其、次、の、條、を、考、へ、る、箇、條、の、物、を、持、ち、あ、る、き、一、と、い、ふ、是
之、を、一、又、た、寛、永、西、保、時、代、の、錦、湯、風、を、の、古、圖、を、見、り、
且、以、て、考、へ、り、其、條、を、た、つ、と、い、ふ、事、も、あ、る、也、

時のみこめを獲たはるもぬ僕も持たせう取子まぶしと長
し其まよふの影鷹のそらに似るふかきやう子鷹その名目
のこらう古(五)つぎのきせとしくは鉄骨のたきま
又ちの長田原の中層のやうなる烟そのたれを流ひつる
七女は是等しを考ふぬに此のぬく長ちなる相更の常時
五十年の玩物しそ聞きつるぬく子生つ流れたるこの
まぶし(めがま)まぶし

聯歌
神妙
はたり

阿ふ人の子性頻ふる病ありしやうしうの法を家その
もる命一羽をまゆみ偶一人彼の児子まぶしを命を該
是ちの因縁しそ則ちあしきく潮終るに暗さう
一振らすぬ心龜跡左右に揺動しそ案する取子まぶし是病

みはるく

あたまぶらく 案じく

と唱へ出し 一ふ河某より行へば

水鳥の羽根をひちけ べたらしき

と呼しと

近松町右近法

享保七年の冬、^{（近松町）}信長新家の酒樓を造して、^{（近松町）}一とて、^{（近松町）}伊予
 大崎とて、芝居をまゝり、^{（近松町）}つと、^{（近松町）}綱島の大長子、^{（近松町）}田代の信長、^{（近松町）}
 河津、^{（近松町）}速子、^{（近松町）}大崎、^{（近松町）}海、^{（近松町）}より、^{（近松町）}他、^{（近松町）}より、^{（近松町）}わら、^{（近松町）}何、^{（近松町）}す、^{（近松町）}る、^{（近松町）}我、^{（近松町）}
 右、^{（近松町）}より、^{（近松町）}ぬ、^{（近松町）}なり、^{（近松町）}も、^{（近松町）}行、^{（近松町）}せん、^{（近松町）}と、^{（近松町）}い、^{（近松町）}は、^{（近松町）}る、^{（近松町）}子、^{（近松町）}軽、^{（近松町）}ん、^{（近松町）}れ、^{（近松町）}心、^{（近松町）}子、^{（近松町）}か、^{（近松町）}
 乘、^{（近松町）}り、^{（近松町）}て、^{（近松町）}大、^{（近松町）}崎、^{（近松町）}子、^{（近松町）}う、^{（近松町）}ら、^{（近松町）}お、^{（近松町）}ご、^{（近松町）}も、^{（近松町）}り、^{（近松町）}て、^{（近松町）}其、^{（近松町）}後、^{（近松町）}子、^{（近松町）}草、^{（近松町）}を、^{（近松町）}ま、^{（近松町）}り、^{（近松町）}ふ、^{（近松町）}り、^{（近松町）}子、^{（近松町）}て、^{（近松町）}走、^{（近松町）}
 り、^{（近松町）}つ、^{（近松町）}り、^{（近松町）}し、^{（近松町）}ま、^{（近松町）}お、^{（近松町）}つ、^{（近松町）}け、^{（近松町）}し、^{（近松町）}と、^{（近松町）}き、^{（近松町）}り、^{（近松町）}ま、^{（近松町）}を、^{（近松町）}ま、^{（近松町）}り、^{（近松町）}し、^{（近松町）}真、^{（近松町）}子、^{（近松町）}謡、^{（近松町）}の、^{（近松町）}中、^{（近松町）}に、^{（近松町）}近、^{（近松町）}衛、^{（近松町）}
 流、^{（近松町）}跡、^{（近松町）}印、^{（近松町）}帽、^{（近松町）}子、^{（近松町）}は、^{（近松町）}此、^{（近松町）}糸、^{（近松町）}の、^{（近松町）}と、^{（近松町）}出、^{（近松町）}つ、^{（近松町）}け、^{（近松町）}道、^{（近松町）}行、^{（近松町）}の、^{（近松町）}外、^{（近松町）}題、^{（近松町）}に、^{（近松町）}思、^{（近松町）}は、^{（近松町）}格、^{（近松町）}に、^{（近松町）}し、^{（近松町）}せ、^{（近松町）}
 名、^{（近松町）}つ、^{（近松町）}け、^{（近松町）}し、^{（近松町）}大、^{（近松町）}崎、^{（近松町）}子、^{（近松町）}は、^{（近松町）}此、^{（近松町）}糸、^{（近松町）}の、^{（近松町）}と、^{（近松町）}出、^{（近松町）}つ、^{（近松町）}け、^{（近松町）}道、^{（近松町）}行、^{（近松町）}の、^{（近松町）}外、^{（近松町）}題、^{（近松町）}に、^{（近松町）}思、^{（近松町）}は、^{（近松町）}格、^{（近松町）}に、^{（近松町）}し、^{（近松町）}せ、^{（近松町）}
 い、^{（近松町）}つ、^{（近松町）}都、^{（近松町）}を、^{（近松町）}近、^{（近松町）}松、^{（近松町）}の、^{（近松町）}め、^{（近松町）}の、^{（近松町）}趣、^{（近松町）}向、^{（近松町）}の、^{（近松町）}ね、^{（近松町）}を、^{（近松町）}出、^{（近松町）}し、^{（近松町）}子、^{（近松町）}お、^{（近松町）}も、^{（近松町）}を、^{（近松町）}此、^{（近松町）}糸、^{（近松町）}を、^{（近松町）}
 し、^{（近松町）}と、^{（近松町）}を、^{（近松町）}非、^{（近松町）}の、^{（近松町）}格、^{（近松町）}に、^{（近松町）}し、^{（近松町）}せ、^{（近松町）}

○ 葉一蝶初畫舟此画讚

流道がやうなまけに五志の張のうらまへに傳りぬ是の
見ぬに近江のやうなまけに五志の張のうらまへに傳りぬ是の
舟のあまきまのまけに五志の張のうらまへに傳りぬ是の

を枕すづうしつてうらまはる我床の山よーそんなしよよ
つわ

山東藩の奇蹟ありて之を祿の以て陸軍道等の御りするに
探解ありて是をうらむ且小敷の文もしつる作れり
相妻丹ある也一信ありていふにそのそののたえ
此をうらむ一ハ奇ありその故に之を祿十貫年下布松の葉
の相づき舟の文を信者の御りのせしめありて中夏實
文の下ち日本州の御りのせしめありていふに
つがれをんをやんや志ありていふに
せむきん人さやつていふに
ふしつていふに

らうりていふに
つりつていふに
いふに
いふに
いふに

○近松硯録

外花園漫録に云近松を遺りてそのの硯ありて近松半池
の信ふ其理の善き深しと事取れ近而義彦勸徳
のいふをたけよと近松の御りの御り
也事取れ近而義彦勸徳のいふをたけよ
也

藤孝の度量

細川兵部大輔藤孝丹後國宮津城に在るを以て百白松と
いふところを鷹狩りし物ありしに此一青を以て捕して
其の尾を捉きてこれを見ぬ。一迷感はるにまづく
は任可まて教く。吾る言はる断。六月の早よハセ
三とけ鉢せいらく風情同。勸思ふ。やう十分
に思ふも仰せ付られ下さす。とあり藤孝を以て
洞雲といふ坊主を執らせ。十分の世の中まろせに
いそ。以て百姓の交ハ情やうま。いと思し。七生も
あつし。七無きハ地ハのあひ。松の子。好らう。細く。七
をいんと思ひ。七山。林子。隠れぬ。ぬ。ぬ。み。く。き。は。ま。と。行

かへて一國一節。許を。よ。の。ま。う。と。書。の。せ。を。其。活。く。う。と。日
丹。の。三。の。丸。の。物。の。活。く。と。日

力士谷風傳

大槻磐翁

角抵之爲術、有力無技、不足持危、有技無力、難以扶顛、兼力技、而神出鬼沒、百
門百勝者、獨谷風歟、谷風在力壇二十六年、角門者二千七百六十四場、而不
勝者四場耳、谷風名、梶之助、與之宮城郡人、霞目村農彌右衛門之三子也、姓
金子氏、生而魁梧、及長、膂力過絕人、常好鄉俗、所謂田草相撲者、晨夕演習不
倦、是時與有關、戶者爲時、巨魁、一見驚其強力、曰、此兒練成之、非吾所及也
携而往白石、領主片倉氏、收爲家奴、日講其技、遂資以入江戶、再謁關、戶、則精
力十倍前日、關、戶與衆議、直舉而次之、關脇明年關、戶讓大關於谷風、而已、降
就關脇大關、巨魁也、關脇其次也、自此谷風之名、雷轟電馳、遍於三都矣、寬政
元年、入吉田追風之門、受橫綱秘傳、稱日下關山、明年三月入京、天子召見
之、南殿御簾半鈎、玉手親撫、谷風、腕、因以手澤三物賜之三物、冠纓也、御笏也、
菊綿也、菊綿、重陽節用以爲冠籍者、三年六月、將軍家齊、臨吹揚館、觀技焉、命

使小野川對敵木村庄爲之判司極爲顯揚盛事於是東西兩魁從容登壇咆哮相挑未交腕而勝麾已指於谷風矣將軍大喜手賜葵章弓寵之是歲有命再觀技於濱殿使玉垣當之勝矣更對九紋龍又勝矣二人皆入幕之雄者也國主仙臺侯聞而嘉之欲擢爲士谷風辭曰力業未除請待五十而拜賜惜夫不及期而死年四十六天子將軍所賜三物葵弓今尙傳在白石金子氏愛古子曰相撲昉於垂仁朝而盛於桓武以後大同五年敕曰雖非強力而善相撲者亦宜進則似不專尙力者仁明帝敕曰相撲節不止娛游簡擇武力實在其中則若谷風者其必在所簡擇矣要之以一力士名動天下萬乘之主至御手勞之亦勉強之力耳世之齷齪不量力而躁進乎朝者能無愧於谷風乎

谷風源氏名ハ守胤小字ハ與四郎年十九力士トナリ秀ノ山ト稱ス尋キテ伊達ケ關ト改ム谷風ハ其ノ晩ニ號スル所ナリ寛政七年正月五日病ヲ以テ歿ス年四十六高輪ノ東禪寺ニ葬ル長六尺三寸腰ノ圍七尺餘重四十八貫臂力衆ニ絶ス當時古今獨歩ノ稱アリテコレト抗スル者ハ唯小野川アルノミ小野川ハ近江ノ國大津驛ノ人ナリ身材臂力皆谷風ノ下ニ在リト雖善ク谷風ノ肥重ニシテ踞スルコレト久シケレハ其ノ身必麻スルヲ知リ場ニ上ル毎ニ輒對踞スルコレト踏ヲ亘リ遽ニ起テテ谷風

野川ノ術ヲ悟フス一呼シテ直ニコレニ應ス故ニ時小野川ノ爲ニ制セラレニ至ル雷電ハ谷風ノ門人ナリ師ノ爲ニコレヲ憂ヒ勸メテ以テ其ノ備ヲ爲サシム谷風乃新ニ土豚ヲ造リコレヲ肆業場ニ懸ケシム其

洋々社談 第十九號

ノ重亦七十五貫アリ朝毎ニ人ヲシテ捧キテ以テコレヲ放タシメ自受クルニ胸ヲ以テスルコレト兩閱月遂ニ其ノ衝ニ堪フルコレトヲ得タリ此ヨリ終身復敗ヲ取ラスト云フ嗚呼谷風身材臂力生レナカラニシテ一世ヲ蓋フニ足ルモ猶且精苦業ヲ講スルコレト此ニ至ル宜ナリ其ノ古今獨歩ヲ以テ稱セラルヤ谷風既ニ歿ス小野川モ亦橫綱ノ許ヲ吉田氏ニ得タルト云フ

近世軀幹長大ナルヲ以テ著ル者谷風ヨリ前ニ釋迦嶽雲右衛門アリ長七尺五寸安永四年ヲ以テ歿ス其ノ等身ノ碑今猶深川八幡ノ祠後ニ存ス寛政年中ニ及ヒテ出羽ノ人大童山文五郎年十一ニシテ江戸ニ來ル重二十二貫其ノ長モ亦コレニ適フ文政年中ニ大空武左衛門ト云フ者アリ長七尺五寸重三十五貫掌長一尺二寸足一尺三寸五分肥前國上益頭郡矢部莊田所村ノ人ナリ弘化元年同國平戸ノ人生月鯨太左衛門江戸ニ來ル長七尺五寸重三十六貫掌一尺八寸是ノ時

年十八ナリ是近世力士ノ著ハレタル者ニシテ享保年間南部侯ノ國ヨリ率テ來レル石力雲藏ト云フ者アリ亦長七尺五寸同時雲藏ト共ニ來ル者チ杉臺右衛門ト云フ長僅ニ三尺一寸雲藏ノ右ノ袖ヨリ入リテ左ノ袖ニ出ツト新著聞集ニ見エタリ侯家ハ予カ舊主タラ故チ以テ畧二人ノ事ヲ知レリ雲藏ハ後ニ山上作太夫ト稱ス管カチ特ニ法ニ觸レテ刑セラル臺右衛門ハ侯其ノ雲藏ノ袖中ヲ觀ルコト廣原ノ如キチ調シテ氏チ袖原ト賜ヒ其ノ子孫今猶存ス又延寶年間ニ近江國ヨリ來レル於與米ト云フ婦人長七尺三寸アリ其ノ夫ナリトテ甫春ト云フ侏儒ト共ニ衆噓ノ觀ニ供シタリト用捨箱ニ見エ又武江年表ニ品川驛鶴屋ノ娼婦都多年二十ニシテ其ノ衣所謂對丈チ以テコレヲ量ルニ長六尺七寸アリ駿河國府中ノ人ナリ後澁澁ト改メ大女ノ力持ト稱シ棋局チ以テ燭チ滅シ筆チ四斗苞ニ結ヒテ書チ作り衆庶ノ觀ニ供セシト云ヘリ婦人ニシテ其ノ大此ニ至レル二人者ノ

洋々社談 第十九號

如キ亦以テ異トスヘシ澁澁ノ事ハ文化年間ニ在リ降リテ文政年中ニ至リ伊豫國松山ノ屠者勘三郎長七尺五寸同國櫻井ノ民磯次郎長

今様四首

酒徳頌

卷の物名

八尺五寸重四十貫ニ近ク掌長一尺二寸幅一尺五寸足長一尺五寸其ノ足袋十七文半ト半日間談ニ出ツ間談ハ文政三年吉見鐵吉ト云フ者ノ手記スル所ナリ近世其ノ長八尺五寸ニ至ル者此ノ磯次郎一人

三芳野

頼山陽

越路の月雪と酒のちみよの只のとし
花のゆきみよと酒のちみよの只のとし
うしんもよひと酒のちみよの只のとし

月花

終次著山

空のうらるる月の下は風のちかき花のうらるる風
ありてこそ見れば花といふはとほし

まをぬ

上の作は
下は作は

あふ面むのちかき花をちかきぬるもよき花何か
おとすちかき花の通や文章と云ふのちかき花

○一番の狂歌金を供するの媒とある

阿。く花おれ花の方へ金を供する人といふは子阿入

れふれ

九十九紀深草あがて沙仰し道ひつめさるるの金

とよみさるる花をて風をさうはつとどか

○雲中早苗

大母友奥渡記と物題を雲中早苗の歌あり

深義鎮
大友

富士うつる田子の浦をの里人の雪の雨の子し

ま苗とてさう

物題とてさう

○候御く

用捨箱と曰く昔は行きて次身は志をわけといふ事也候御く
よやつておけといふは多うりーがは是は昔の女の子の
といふ事多うりてあつて次身は志をわけといふ事也候御く
と書やうと志をわけといふ事多うりてあつて次身は志をわけ
年刻の内考御くつとぬれぬ御く題の深草の御く

つゝつ子あしきしあしの文此流き文あふありしを
つゝつ宝曆改の輕口流子つゝつと人子あふれん多
書せしあしあふりよあふりよあふりよあふりよあふりよ
つゝつあふりよあふりよあふりよあふりよあふりよあふりよ
ふゝつ書しよあふりよあふりよあふりよあふりよあふりよ
ハ書改のつゝつあふりよあふりよあふりよあふりよあふりよ
つゝつあふりよあふりよあふりよあふりよあふりよあふりよ
つゝつあふりよあふりよあふりよあふりよあふりよあふりよ

池大雅

大雅嘗語人曰余弱冠學騎法師曰子非武人學騎無益
不若學馱馬且習墜法不宜習乘法余喜從之凡輪
重負載駟乘聯駕莫不熟墜時之法於是越險過隘
雖墜崖陷谷未嘗遭傷害也又曰余始學四歌用遊海
內州名勝故蹟過其山寺請投宿寺僧不許乃入竹叢中
跌坐待旦終夜聞窸窣聲不知其何物天明見小蛇蜿蜒
聚所著袈裟者無數也然為人心慎密每借物借不
償不過期而不責債於人嘗長京師一條巷以售畫刻
印為生其計簿文用漢字用篆文書至歲暮債主在
門妻揆其簿不能自讀請能文者僅得其中簿所

載例云、中等扇三柄、某先生推乃去、估直既海、或未海類也

河太郎

河內屋太郎兵衛、浪華、備後街人、世稱為河太郎者也。家世業高、產累萬金、滑枕言詭譎、為著江湖、任使傭僮、擲財如土、鄉俗彼岸節、餽遺飲食、號為茶子、價以十四五文為例、河太謂瓊瑤贈遺、陳套可厭、乃贈竹竿一枝、以為曝衣架、人便之、會秋彼岸節、命造小竹籃數百、每籃糊封贈之、皆不解其意、在發之、有雀喜躍飛去、蓋以賽佛日擬放生也、寺典、俯輩飲、諸妓請共偕、詣住吉社、河太命杉舫數隻、皆載妓、絃歌而行、將至岸、有乞丐數人、向舟

求食、河太曰、汝等能飲乎、皆喜曰唯、乃延之舟中、亂鬚、垢面、瘡痂滿體、辟者跛者、缺鼻者、失耳者、鼻不可近、諸妓相顧失色、河太意氣自若、遞盞、割飲、同器雜食、妓輩皆北上岸、偷窺之、乞丐執經而歌、舉扇而舞、皆入妙品、河太大喜曰善、乃取一犬袂授之曰、聊以當纏頭、乞丐拜謝、跳浴於水、瘡痂盡落、手足皆備、結髮更服、則美男子也、蓋與幫間輩謀為之、其好奇如此

芝山

芝山、失其名、幕府士人家、在牛籠里、質慙、有武幹、俸祿甚微、然其習武器、不讓世家、平生所著衣服、唯用麁

布善騎射，虛得士賞，庭草不剪，以飼其馬。每朝騎而入，市得米鹽諸雜物，繫之鞍，累之，然人見而笑之，不顧也。門有一槐樹，據以為右柱，年久樹長，衝木左傾，家人以為言，因請修理其宅。芝山曰：善乃作一因，視畫甚備，召家人示之。其所藏金數十錠，配置四面，曰：廳事須象錠，曰：奧堂須象錠，曰：庖廚，曰：福，須若干，緣因，觀家人曰：如此不亦善乎？家人皆喜。既而大呼曰：有火，有火，盍避去。因卷回，并金，仍諸懷，走入書房，蒙被而臥。家人且驚且笑，遂安之，不復言修宅矣。

田阿

田阿不知何許人，住江戶牛籠里，畫法土佐氏，古雅多致。

胸襟洒落，和易文人。寬政乙卯春正月十日，牛籠失火，延燒數里，焰漲天。田阿倉皇走出，背負大畫幅，訪其友太田南畝於飯田街。時火將及焉，南畝急命家人搬運家財，為避火計。見田阿來，問之，答曰：隣家失火，獨以此幅免。蝸廬想當化灰燼耳，奔走饑甚，請惠一飯，乃設食。田阿大喜，懸其畫於壁，指示南畝曰：此係狩野探幽所作，子審視之時，火益熾，風益狂，田阿依然不異平日，口說其妙處，曰：眼睛有光，曰：羽毛有威，且說且食，語刺，不已。須臾火熄，乃一揖去，無復片語及災事矣。南畝嘆曰：佛畫師良秀以後，有此人。

天龍寺塔殿を波の聲波楊戸の畫探迷るの業
と稱し木子名の又書て瀑布あり是は嵐山今の戸
無瀬の流る楊戸向ひしやくその流を木子名の見
さゆり書けり此波後て新築をありしはまて
流る楊戸の向はるるを念といふし是等七画
の多くみゆると志すしとす

槐記の云雪舟が枯木の枝は流るのとまうし

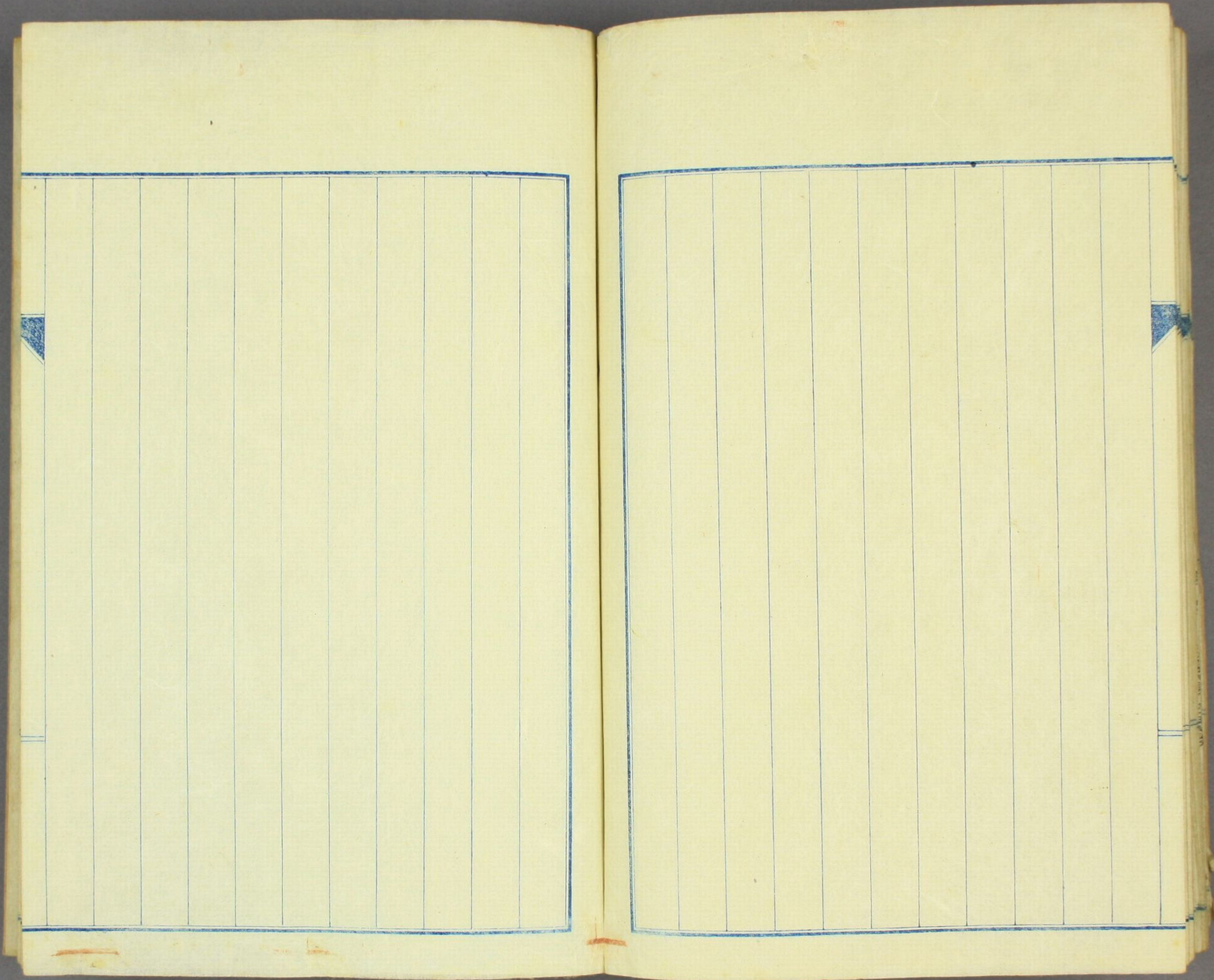
甯を直下したる因の外に河も有 林石榭所の
瀟々たる清魚見とせられたり 雲母が画子とて
久しきければ魚も有 然るんかくの如く瀟々たる
ら見ればはいつるも澄潭の清潔なるに魚の河
らたれ多る或は望みの見付たるにめも連れ凡を瀟
と書くもは心付たるんことあり 拙者の瀟々たる
と重覆するること多し云々

守景醉魚酒画を婢贖する事

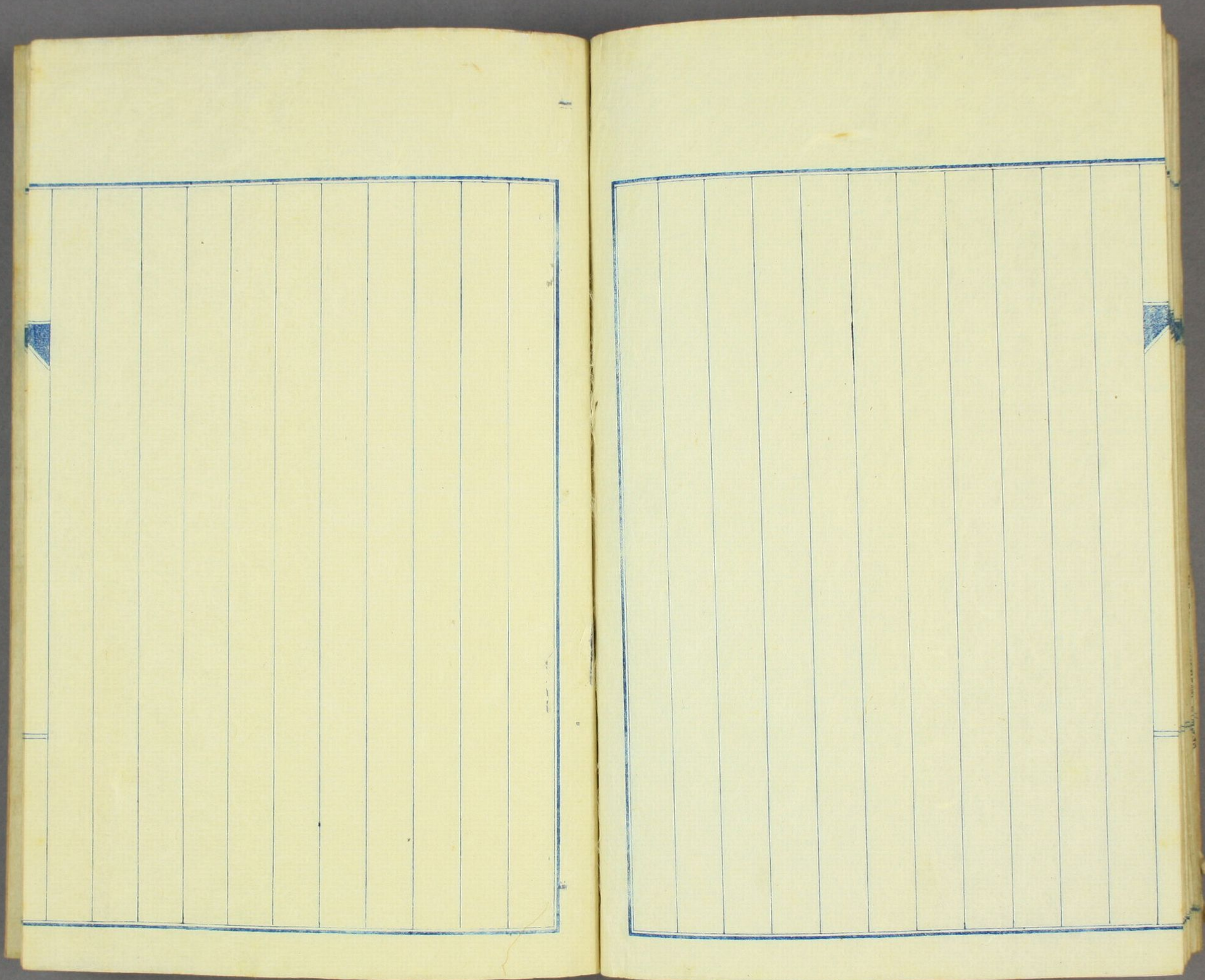
久陽守景も無下高称来兵衛探函てゆく 業を受けし
名手凡と出たるを世人の好むにせり 常なる事なれば
酒を嗜み時世の使客の一室を放逸又殊に甚しむる時

探函法印法友より三幅画を命せられし 常なる事
其いとまきくして日限の迄ぬる 余のほどにたれ
みそつて漸くして畫成る中は人物左在は山久何れ
七香潤りしことなまあはれを 未だ後款及はあは
何しと守景一日鯨飲の魚の葉に 来りて彼三幅
画見て大に感歎やまはれ手を拍ちて 後記にことあり
ふる限ありしといつる人の 何れを幸と 揮筆して
其心々の山際より 思ふ相成人頭とす 其行列を破筆
して其後天向は 倒れ跡に 新雷の如くあはれ
らに熟睡たり 折印の候より 催使の使来りしに
日限の延しことあり 法印あはれし 後款せん

思ひし寺景がうこの御様故大子阿きれ歎息し
やまゆよきほるを及るりよられ一のば疾る
寺景の人とまゝをぬふ知たまひ一ぬいふも
男根の行おを及るり命と一は法印やまこ
とをぬを即時持まし一まゝに生散草の妙
ふぬこと一起凡なれば候も大子感一ぬひ
悦や玉ひてなまると名譽の所為とあること
ちと仰られ生御收獲とまゝに生護物とち
りとぞ



白
表



以下
4丁
白紙

